

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	71 件
国民年金関係	53 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	108 件
国民年金関係	61 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、結婚のため会社を辞めた昭和46年11月に国民年金に加入し、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は国民年金に加入した直後であり、また、申立人は、当該期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が具体的であり、その内容は当時の状況と一致している上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年12月まで

私の国民年金保険料は、昭和47年ごろから、私の会社で一緒に働き始めた弟の保険料と一緒に私が納めていたことを覚えており、弟は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付方法を鮮明に記憶している上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の弟は、申立期間の自身の保険料は納付済みとなっており、申立期間は兄と一緒に働いていた時期であり、保険料は自分で納付したことはなく、兄が納付してくれていたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 2 月まで
② 平成 4 年 4 月から同年 9 月まで
③ 平成 9 年 6 月から同年 11 月まで

私は、申立期間①は、区役所で住民登録や国民健康保険の加入手続きと一緒に国民年金の手続きをして、国民年金保険料は当時在籍していた看護専門学校の近くの郵便局で毎月納付した。申立期間②は、姉の家に居候しながら仕事を探していた期間で、生活を切り詰めながら保険料を毎月納付した。申立期間③は、観光ビザで海外に滞在していた期間で、姉に保険料を納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間①については、国民年金の再加入手続き及び保険料の納付場所や納付状況に関する記憶は具体的である上、納付方法が当時の制度と合致していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、国民年金の再加入手続きや保険料の納付状況について申立人の記憶が曖昧である上、当時居住していた住所地に、住民票の転入手続きが行われていなかったことが確認でき、申立期間③については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人は任意加入の手続きをしていなかったと説明

しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年3月から42年3月まで
② 昭和45年2月及び同年3月

私の国民年金保険料は、結婚後も実家にいたので、実家の母が、母や姉の分と一緒に納めていた。実家を出て、夫と暮らすようになってからは、私が夫婦二人分の保険料を納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は2か月と短期間であり、当該期間前後の期間は国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっており、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親が保険料を納付していたとする昭和38年3月から39年11月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立人自身が保険料の納付を行ったとする39年12月後の期間についても、保険料の納付場所及び納付方法についての申立人の記憶は曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、当該期

間の一部は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は、過年度納付した記憶がないとしている上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年6月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行ったとき、今から加入しても年金の受給資格期間を満たせないとされた。その後、区役所から電話があり、今なら未納期間の国民年金保険料を納めることができると言われたので、現金60万円を持って行き、過去の未納期間の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする時期は、第3回特例納付の実施期間中であり、申立人が納付したと記憶している金額は、記録上特例納付で納付済みとなっている期間と申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、特例納付に至る経緯について具体的に記憶している上、申立人の当時の経済状態は良好で保険料を一括納付するに十分な資力があつたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和51年ごろ、転居に伴う住所変更の手続を行った時に区役所で国民年金に加入した。その後、区役所から連絡があり「未納期間があるが2年さかのぼって納付できる」と言われ、後日、集金人に夫婦二人分の3年分の保険料合計7万円から8万円をまとめて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で過年度納付等により納付可能な期間であり、納付したとする保険料額は、夫婦の申立期間及び手帳記号番号が払い出された当該年度1年分の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している上、区役所の地区担当が過年度保険料の納付書作成及び電話や訪問による勧奨を行っていたことが確認でき、申立人が納付書により集金人に納付したとする納付方法は、申立期間当時の納付方法と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和51年ごろ、転居に伴う住所変更の手続を行った時に夫が区役所で国民年金に加入した。その後、区役所から連絡があり「未納期間があるが2年さかのぼって納付できる」と言われ、後日、集金人に夫婦二人分の3年分の保険料合計7万円から8万円をまとめて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で過年度納付等により納付可能な期間であり、納付したとする保険料額は、夫婦の申立期間及び手帳記号番号が払い出された当該年度1年分の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している上、区役所の地区担当が過年度保険料の納付書作成及び電話や訪問による勧奨を行っていたことが確認でき、申立人が納付書により集金人に納付したとする納付方法は、申立期間当時の納付方法と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、43 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に、区役所の出張所で印紙や納付書を使って納付していた。遅れて納付した時期もあるが、すべて納付したはずである。夫の保険料がすべて納付済みとなっており、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、自身の保険料を完納している。

また、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄及び領収証書を見ると、申立期間①及び②については、夫婦ともに検認印がなく、申立期間③については夫婦ともに領収証書を保管していないが、夫は、当該期間の保険料がすべて納付済みとなっており、さらに、検認記録や領収証書で保険料の納付年月日が確認できる期間のうち、昭和 39 年 4 月から 50 年 6 月までの期間は、申立人及び夫の保険料はすべて同一日に納付されていることが確認できることなど、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内用の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私の父は、昭和49年7月に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も自分たち夫婦の分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含め納付を開始した以降の期間の自身の保険料をすべて納付しており、父親が保険料を納付していたとする母親の保険料も、父親と同様に納付済みとなっていることなど、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年12月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から52年3月まで
② 平成9年12月から10年2月まで

私は、申立期間①については、20歳になったころ、実家の父の指示により、当時居住していたAの市役所出張所で国民年金の加入手続をし、年金手帳及び納付書を実家に送り、父が国民年金保険料を納めてくれた。昭和52年4月からは、自分で保険料を納めるようになったが、それまでは、父が納めてくれた。その後、昭和56年11月に勤務先を退職したことから、その当時居住していた市の区役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたが、その際に、区役所の職員に当該期間の納付記録を消されてしまった。

また、申立期間②については、当時、未納と認識していた平成9年12月分を除いた保険料の督促の納付書が送付されたことから、改めて、同月分を含めた納付書を送付してもらい納付したと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については3か月と短期間で、当該期間直前の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人は、当該期間の保険料を納付するに至る経緯及び保険料の納付金額、納付方法等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立人は、申立期間を除き保険料をおおむね納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の戸籍の附票によると、国民年金に加入したと主張する当時、申立人は実家に住民登録されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 52 年 6 月ごろ、Aとは別の市で払い出されており、その時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 12 月から 10 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年1月まで
② 平成4年4月から5年3月まで
③ 平成5年4月から6年3月まで

私の国民年金の加入及び免除の手続は、私が大学生の時に、亡くなった母が行ってくれた。また、母は、私が学生であった当時、一部の国民年金保険料は納付してくれていたはずである。当時、学生は保険料を納めなくてもよいと勘違いしており、保険料を納付しなかったこともあったために何回も督促の書類等が届いたことから免除の手続をした。その後も、何回も督促の書類等が届き、申請免除した分も含めて、私か母が、さかのぼって保険料を納付したと記憶している。平成6年の大学卒業のころからは、私が金融機関で保険料を納付した。納付期限が過ぎてしまい、さかのぼって納付できなかつたものもあつた記憶もあるが、督促された保険料は納付したはずであり、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直前の期間の国民年金保険料を、平成6年3月29日に納付していることが確認でき、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、また、申立人は、申立期間を除き、国外在住期間も国民年金に任意加入して保険料をすべて納付している上、平成10年4月以降は基本的に前納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人及び申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付した期間、納付金額、申請免除した保険料の追納に関する記憶が不明確であること、申立期間①の保険料は、上記の過年度納付をした時点では時効により納付することはできないこと、また、当該期間の一部の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であることなど、申立人及び母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年6月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、夫に勧められて、昭和55年11月に区役所出張所で、国民年金に任意加入するとともに、付加保険料を納付することも申し込んだ。国民年金保険料は、付加保険料を含めて、納付書により区役所出張所できちんと納付していた。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年11月に国民年金に任意加入した以降、61年4月に第3号被保険者に種別変更するまで、申立期間を除き、国民年金保険料を、付加保険料を含めてすべて納付しており、昭和57年度及び58年度は保険料を前納している。

また、申立期間は、いずれも3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入して付加保険料を納付するに至った経緯及び保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から59年3月まで

私は、昭和55年11月ごろに、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、申立期間の国民年金保険料は、納付書が送付されるたびに金融機関できちんと納付していた。昭和59年4月に、社会保険事務所で厚生年金保険の記号番号の重複取消の手続を行ったが、この手続の前の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年5月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、保険料をすべて現年度納付していることが確認できる上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付場所及び厚生年金保険の記号番号の重複取消手続等について、具体的かつ鮮明に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

私は、昭和48年10月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月に会社を退職後婚姻し、すぐに国民年金の加入手続をしたと具体的に説明しており、申立期間後の昭和49年4月から53年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年2月時点では、申立期間の保険料は現年度納付ができる期間である上、申立期間は5か月間と短期間であり、さらに、申立人は、申立期間の保険料を転居の前後のそれぞれの区役所で納付したと説明するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 7 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に在日外国人も国民年金に加入できるようになったため、妻と一緒に市役所で加入手続をし、妻が国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたとする申立人の妻の保険料は、申立期間を含めすべて納付済みとなっている。さらに、申立人は、在日外国人が国民年金の適用除外から強制適用に制度改正されたことを契機として国民年金に加入した経緯及び加入手続の状況を具体的に説明していること、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致すること、保険料を納付したとする金融機関は、当時、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、結婚後すぐに区役所で加入手続を行い、金融機関で納付していた。また、申立期間②の保険料は、前後の期間も含め継続して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金の任意加入期間である昭和54年3月から61年3月までの期間は、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間前後の期間は保険料を納付している上、当該期間は3か月と短期間であり、また、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人及びその夫の勤務先等に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金手帳及び保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され、国民年金に任意加入した昭和54年4月時点では、当該期間にさかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が区役所で納めていたはずであり、一部の期間の確定申告書も所持している上、婚姻直後に保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和56年の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の保険料額と一致している。また、確定申告書(控)が存在しない期間については、申立期間を通じて申立人の職業に変化は無く、婚姻時点では、保険料をさかのぼって納付することが可能である上、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、結婚後、何年間か国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間については、申立人は、20歳となった37年4月から当該期間直前の45年3月までの国民年金保険料を自身ですべて納付しており、45年5月に結婚した後、自分の保険料を納付したいと夫に相談したことを明確に記憶している上、申立人が所持する国民年金手帳には、結婚後の氏名変更、45年5月及び46年8月の住所変更が適切に記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付金額などが曖昧である上、当該期間直後の49年4月以後は申請免除の記録となっており、免除の基準は前年所得により決定されるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年6月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から41年6月まで
② 昭和42年3月から43年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付していたと母から聞いていた。納付していたからこそ、納付できなくなった時に保険料の免除手続きをしたのであり、免除期間以外の保険料はすべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年4月から41年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、両親と連番で払い出されており、払い出された40年12月時点では、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である上、申立人の保険料を納付していたとされる母親は、当該期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。申立期間③については、申立人は、昭和43年度以降、当該期間を除き保険料をすべて納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和38年7月から40年3月までの期間及び申立期間②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立

人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間①のうち、昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの期間は、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も、当該期間の自身の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年1月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年1月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、父親に毎月3万円を渡し、国民健康保険料と国民年金保険料の納付を頼んでいた。2か月だけ納付済みとされ、その前後の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親に国民年金保険料等を納付してもらっていたことを明確に記憶しており、申立期間は4か月及び12か月と短期間である上、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年1月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することができること、申立期間②については、当該期間直前の昭和55年2月及び3月の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から47年8月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和51年4月から同年6月まで
④ 昭和51年10月から同年12月まで
⑤ 昭和59年4月

私は、昭和35年に区役所で国民年金の加入手続をし、区の出張所で保険料を納付してきた。結婚後は夫婦二人分の保険料を市役所で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みであり、当該期間は12か月及び3か月と短期間である上、当該期間の前後を通じて申立人の仕事や住所などの生活状況に変化は見られないことから、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①、④及び⑤については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間①当時に申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と大きく異なり、納付書により区の出張所で保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区では昭和45年4月まで採られていなかった。

たこと、申立人が申立期間④の直後の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料を時効直前の 54 年 3 月に過年度納付していること、申立期間⑤の直後の 59 年 5 月 7 日に厚生年金保険に加入しており、その前に申立期間⑤を含む 59 年 4 月から 6 月までの納付書を受け取っていたと考えられるが、申立人は申立期間⑤の 1 か月分の納付書を受け取った記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 11 月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月から 47 年 6 月まで
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

私たち夫婦は、夫婦 2 人分の国民年金保険料を区の出張所で納付し、又は口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④及び⑤については、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人夫婦が口座振替により納付し、引き落としできなかったときには納付書で納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区の納付方法と合致しており、口座振替により納付していたとする金融機関では、当該申立期間の前に申立人の預金口座が開設されていることが確認できる上、申立人の預金口座には、申立期間⑤前後の 6 か月分の保険料の引き落としが記録されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、夫婦とも未納であ

る上、納付書で納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区が昭和45年6月以前に採っていた保険料の納付方法と相違しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年1月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間、53年7月から同年9月までの期間及び55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 47 年 6 月まで
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

私たち夫婦は、夫婦 2 人分の国民年金保険料を区の出張所で納付し、又は口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④及び⑤については、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人夫婦が口座振替により納付し、引き落としできなかったときには納付書で納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区の納付方法と合致しており、口座振替により納付していたとする金融機関では、当該申立期間の前に申立人の預金口座が開設されていることが確認できる上、申立人の預金口座には、申立期間⑤前後の 6 か月分の保険料の引き落としが記録されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、夫婦とも未納であ

る上、納付書で納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区が昭和45年6月以前に採っていた保険料の納付方法と相違しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年1月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間、53年7月から同年9月までの期間及び55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私の母は、昭和48年12月に結婚するまで私の国民年金保険料を納付していた。結婚後は、妻が私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年7月から48年12月までの期間については、当該期間の申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は当該期間の自身の保険料が納付済みとなっており、同居していたとする申立人の姉は、母親が申立人の保険料を納付していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの期間については、申立人の妻が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、54年5月から55年4月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から56年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで
③ 平成8年3月から9年1月まで

私の妻は、申立期間①の私の国民年金保険料を申請免除し、後日、昭和55年5月から56年3月までの期間の保険料を追納し、申立期間②の私の保険料を納付書で納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間③の私の保険料は、私の銀行口座から二重に納付した。申立期間③の保険料が二重に納付されたと記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年5月から56年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後の56年4月から61年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっており、当該期間の申立人の保険料の免除申請手続及び追納を行ったとする申立人の妻は、自身の保険料を追納しているなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

申立期間のうち、昭和54年5月から55年4月までの期間については、当該期間の申立人の保険料の免除申請手続を行ったとする申立人の妻は、自身の保険料を免除されており、申立人の当該期間の保険料を免除申請し、免除されていたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の妻及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の妻及び申立人は、申立期間②の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人の保険料を納付したとする妻は、自身の保険料を免除されており、追納していないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が保険料を二重に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の保険料を二重に口座振替により納付していたとする預金口座の申立人が所持する預金通帳には、申立人が居住する区の口座振替日と、申立人の妻が居住する市の口座振替日に、それぞれ1人分の保険料の出金が記録されており、申立人の妻の納付済みとされている保険料を口座振替により納付したとする預金口座の申立人が所持する預金通帳には、保険料の出金が記録されていないなど、当該期間の保険料を二重に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年5月から56年3月までの国民年金保険料を納付し、54年5月から55年4月までの保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から 51 年 3 月までの期間、53 年 4 月から同年 12 月までの期間、54 年 2 月及び 3 月並びに同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月
⑤ 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付するよう区から督促を受けて、その都度、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、納付勧奨はがきを受けて申立期間の保険料を納付したとする説明は、過年度保険料の納付を勧奨する区の取組の内容と合致する上、申立期間①及び②の保険料を納付したとする区の支所に開設された金融機関は過年度保険料の収納を取り扱っており、申立人が所持する昭和 53 年及び 54 年の確定申告書に記載された保険料の支払金額は、申立期間③、④及び⑤を含む 53 年及び 54 年の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

私達夫婦は、結婚後、国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 47 年 4 月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は 3 か月と短期間である。また、当該期間より前の 50 年 3 月に申立人は当時居住していた区に転入しているが、申立人の所持する国民年金手帳から転入先で住所変更を適切に行っていることが確認できることから、当該期間の納付書は申立人に送付されていたと考えられる上、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、夫婦の保険料を納付していたとされる妻からその納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 48 年 3 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 52 年 12 月に町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を当該町役場内の金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 12 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格の種別変更を適切に行っていること、申立期間の保険料を納付するのに十分な資力があったものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局又は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 51 年 10 月まで
② 昭和 56 年 2 月及び同年 3 月

私は、結婚後、同居の義母に勧められたことを契機に、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。また、転居先の市でも国民年金に関する手続きをした記憶があり、申立期間に居住していたどちらの区市でも保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 51 年 11 月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は 2 か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の額、納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 52 年 1 月に任意加入することで払い出されていることから、制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付期限内に納付することができなかつたが、社会保険事務所又は区の担当者が自宅に訪問してきた際に、さかのぼって納付することができる旨の説明を受け、郵便局又は区の出張所で 1 年かけて分割納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ 3 か月及び 12 か月と短期間で、申立期間の前後は納付済みである。また、納付したとする郵便局又は区の出張所は申立期間の保険料の収納を取り扱っていたこと、申立人が当時居住していた区では、専任徴収員が保険料の未納者を訪問して保険料の納付を勧奨していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年6月まで
② 昭和41年4月から42年7月まで
③ 昭和43年11月から48年3月まで

私は、昭和50年に申立期間の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年9月時点は、第2回特例納付が実施されている時期であり、申立人が記憶する特例納付の手続は、申立人が居住していた市において行われていた特例納付の実施状況と合致し、申立人が保険料を一括納付したとする市役所には、当時、特例納付を扱っていた金融機関が開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が昭和50年に納付したとする保険料額は、当該期間、納付済みと記録されている48年7月から49年2月までの期間及び50年度のうち納付済みと記録されている50年9月から51年3月までの期間の保険料を第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の金額と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私たち夫婦は、経営する電気店に定期的に訪問してきた金融機関の営業担当者を通じて、国民年金保険料を納付書により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月から60歳に達した平成14年8月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ6か月及び12か月と短期間で、前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が、保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私たち夫婦は、経営する電気店に定期的に訪問してきた金融機関の営業担当者を通じて、国民年金保険料を納付書により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月から60歳に達した平成17年6月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ6か月及び12か月と短期間で、前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が、保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間、50年7月から同年9月までの期間、55年7月から56年3月までの期間及び57年1月から58年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和50年7月から同年9月まで
④ 昭和52年10月から53年2月まで
⑤ 昭和54年9月及び同年10月
⑥ 昭和55年7月から56年3月まで
⑦ 昭和57年1月から58年1月まで
⑧ 昭和61年5月から同年10月まで
⑨ 平成元年5月
⑩ 平成元年12月
⑪ 平成5年10月
⑫ 平成11年12月から12年2月まで

私は、年金に詳しい義姉に「国民年金は納めるように」と何度も言われ、国民年金保険料を未納なく納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、⑥及び⑦については、それぞれの期間当時から国民年金の加入期間として記録されていたと考えられる上、当該期間の前後又は直前の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、④、⑤、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間①当時に申立人と同居していたとする兄も自身の保険料は未納であるほか、申立期間④、⑤、⑧、⑨、⑩及び⑪は平成10年2月に資格記録が整備されたために未納となった期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間、50年7月から同年9月までの期間、55年7月から56年3月までの期間及び57年1月から58年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和61年3月

私の申立期間①の国民年金保険料は、保険料の集金に携わったこともある母が納付していたはずである。また、申立期間②及びその前後の期間の保険料は、私が市役所や金融機関で納付しており、申立期間②の1か月だけ未納であるはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年度から60歳に達した平成16年3月まで、当該期間を除き国民年金保険料を納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、当時、申立人が居住していた市では、基本的に2か月分ごとの納付書を発行していたことから、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付の状況に関する記憶が曖昧であり、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の妹も、当該期間のうち、20歳になった昭和41年4月から42年3月までの期間が申立人と同様に未加入となっているなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年10月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 45 年 12 月まで

私は、結婚を契機に国民年金に加入し、国民年金保険料を市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、長女を妊娠し、母子手帳を市役所に受け取りに行った際に国民年金の加入手続を行ったことを具体的に記憶しており、申立人が所持している昭和 39 年及び 40 年の家計簿には、保険料を納付していたことを示す記載がある上、申立人が保険料を現金で市役所に納付していたとする方法は、申立人が居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から同年10月まで
② 昭和45年9月から47年7月まで
③ 昭和60年4月から同年9月まで
④ 平成元年4月から同年6月まで

申立期間①及び②については、私は、区役所で国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間③については、確定申告書控に国民健康保険料の記載があるので、国民年金保険料も納めていたはずである。申立期間④については、申立期間当時は保険料を納めることができなかったが、その後、さかのぼって保険料を納め、直近の厚生年金保険を辞めた時からの全期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人から提出された平成3年分の確定申告書控に記載された国民年金保険料額は、申立人の当該申立期間、申立人が同年に納付したことが確認できる元年7月から同年12月までの期間及び3年4月から同年11月までの期間並びに妻の元年度分の保険料の合計額と一致する上、4年分の確定申告書控に記載された保険料額は、申立人が同年に納付したことが確認できる2年1月から3年3月までの期間及び3年12月から4年11月までの期間並びに妻の2年4月から4年11月までの期間の保険料の合計額とおおむね一致する。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の国民年金手帳、当該期間の保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人が当該期間当時に居住していた区では、印紙検認方式による保険料の収納を行っていたが、申立人は印紙検認による納付の記憶が無いと説明している。また、申立期間③については、申立人から提出された昭和 60 年分の確定申告書控の社会保険料控除欄には保険料の記載が無く、申立人は、当該期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和41年2月から42年3月まで
③ 昭和42年10月から平成8年12月まで

私は、昭和37年5月に結婚して以降、国民年金保険料を夫の分と一緒に区の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付しており、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、婚姻時に転居した先の区が保管する国民年金被保険者名簿に昭和40年8月に転入した旨の記載がある上、申立人は、住所変更手続の遅れから、保険料を納付していなかった時期があったと説明しているなど、納付を開始した時期に関する記憶が曖昧である。また、申立期間③については、申立人は、当該期間当初に複数回の転居をしているが、転居先の区において国民年金の住所変更手続を行った記憶及び保険料を納付していた記憶が曖昧であり、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳に不在者として管理されていた旨の記載がある上、45年ごろに夫の保険料とともに口座振替による納付に切り替えたと思っていたが、50年ごろに通帳

を確認したところ、自身の保険料は口座から引き落とされていなかったことに気づき、その時点から保険料の納付を開始したとしても受給資格を満たさないと知人に言われたことから、その後の保険料を納付しなかったと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から39年2月まで
② 昭和39年3月から42年3月まで
③ 昭和43年4月から45年3月まで

私の国民年金保険料は、婚姻前には実家の母が納付し、婚姻後には元配偶者の父が納付してくれていた。申立期間③のうち、昭和44年10月以降は実家の父に保険料の納付を依頼していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みで、直前の期間の保険料は当該期間内である昭和44年3月に過年度納付されており、過年度分のみを納付し、現年度分である当該期間の保険料を納付しないことは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親及び元配偶者の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親及び元配偶者の父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親及び元配偶者の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができな

い期間であり、申立人は、当該期間に自身の国民年金手帳を見たことは無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年5月から45年8月まで
② 昭和45年9月

私は、市の広報で特例納付制度が実施されていることを知り、これまで一度も納めたことのなかった国民年金保険料を、全部納められる良い機会だと思い、強制加入期間中のすべての期間の保険料をまとめて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がまとめて納付したとする金額は、当該期間の国民年金保険料を含めて第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致する上、当該期間は当初から強制加入期間であり、申立人は当該期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳においても昭和45年9月21日に国民年金の資格を喪失していることが確認できる上、当該期間は、昭和45年8月7日から同年9月7日までの厚生年金保険加入期間が平成14年に追加されたことにより、厚生年金保険の同月得喪期間となり生じた国民年金の未納期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から45年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年1月までの期間、48年4月から51年3月までの期間及び53年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から47年1月まで
② 昭和48年4月から51年3月まで
③ 昭和53年4月から同年12月まで

私は、婚姻前から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。区役所から特例納付の通知が届き、婚姻前の納付していない期間の保険料を郵便局で納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が特例納付したと説明する保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人は、特例納付に関する記憶が具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、保険料を一緒に納付していたとされる申立人の夫は、当該期間の一部を除き、自身の保険料を納付済みであり、申立期間③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は9か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から47年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私の妻は、婚姻前から国民年金保険料を納付してくれていた。また、区役所から特例納付の通知が届き、婚姻前の納付していない期間の保険料を郵便局で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間はそれぞれ3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻が納付したと説明する金額は、当該期間の保険料額と大きく異なっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から同年 12 月

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続以後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は 3 か月と短期間である。また、申立期間及び前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は見られず、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時から開設していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで
② 昭和59年7月から61年9月まで
③ 昭和63年8月
④ 昭和63年12月

私は、仕事を本格的に始めた昭和57年4月から、口座振替で国民年金保険料を納め始めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間はいずれも1か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである。また、振替口座の取引記録によると、当該期間の保険料は、残高不足で引き落とされていないことが確認できるが、当該期間と同様に保険料が引き落とされていない昭和62年2月、同年3月及び平成元年12月の保険料については、後日納付書で納付されていることが確認できる上、申立人が当時居住していた区では、残高不足のため口座振替ができなかった場合は、納付書を送付していたことが確認できることなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和59年5月に払い出されていることから、当該期間は過年度納付となるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しており、申立期間②については、口座

振替の申込手続及び住所変更手続に関する申立人の記憶が曖昧であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月及び同年12月の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に初めて厚生年金保険に加入して以来、継続して各年金に加入しており、国民年金加入期間については、送られてくる国民年金保険料の納付書できちんと納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 3 か月と短期間である上、その前後の期間は納付済みであり、また、複数回にわたる国民年金と厚生年金保険や共済年金との切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで
私は、母に、自分の国民年金保険料を渡して納付してもらっていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間の1回のみで、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである。また、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする両親夫婦の保険料は、いずれも申立期間を含めてすべて納付済みとなっていることなどから、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの期間及び43年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年6月まで
② 昭和43年12月から46年2月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が納付していた。妻は、集金人に夫婦二人分の保険料を納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、及び②のうち昭和43年12月から45年3月までの期間については、申立人の居住していた区では、集金人による保険料の徴収が実施されており、申立人の妻は、集金人に保険料を納付したことを記憶していること、当該期間のうち昭和44年度分の保険料は、申立人の妻は納付済みであることなど申立内容に不自然さは見られない。また、当初未納とされていた昭和43年7月から同年11月までの期間については、60年に納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

しかしながら、申立期間②のうち昭和45年4月から46年2月までの期間については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた区においては、45年4月から納付書制度が開始されていたが、申立人の妻は、納付書による納付の記憶が曖昧である上、当該期間は妻も未納であるなど、ほかに申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの期間及び43年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年4月から同年9月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 昭和45年10月から50年3月まで
④ 昭和51年4月から52年3月まで

私は、申立期間①及び②については、昭和41年9月ごろ結婚準備のために実家に帰った後に、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納めていた。また、申立期間③及び④については、第3号被保険者となる61年4月の半年から1年前に、6、7年間分の保険料をさかのぼって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和41年8月に払い出されていることから、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、申立人が当時居住していた市では、集金人による保険料の徴収が行われていたことが確認できる上、手帳記号番号が払い出された直後の41年9月に、39年7月から41年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。また、平成19年8月に、当初未納とされていた昭和42年4月から43年3月までの期間については免除に、同様に未納とされていた45年4月から同年9月までの期間については納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

しかしながら、申立期間③及び④については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付金額の記憶が曖昧であり、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする昭和 60 年ごろの時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から47年3月まで

私は、結婚後夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間について、私の保険料のみが未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年7月から47年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年9月時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、また、夫婦一緒に保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年5月から45年6月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和47年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、それ以前に別の手帳を所持していた記憶もないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間、49年4月から51年3月までの期間の付加保険料及び56年1月から同年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

私は、母の勧めにより国民年金に任意加入し、定額保険料を付加保険料とともに納付書で納付してきた。平成16年の退職時に年金関係の書類が届いた際、未納期間があることを知って、保管していた保険料の領収書を持って社会保険事務所に申し出たところ、納付済みに記録が訂正されたこともあった。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年6月以降、申立期間を除き付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①及び②の期間は、前後の期間が付加保険料を含む保険料が納付されており、当該期間は、いずれも定額保険料が納付されているなど、当該期間の付加保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間③の期間は、当該前後の期間は付加保険料を含む保険料を納付しており、3か月と短期間であるなど、当該期間のみ付加保険料を含む保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、昭和57年4月から58年3月までの期間については、申立人が保管していた国民年金の領収書を提出したことにより、当初、未納とされ

ていた付加保険料を含む保険料が納付済みに記録が訂正されていることなど、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の付加保険料及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年9月
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和48年4月から49年12月まで

私は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされているが、申立期間の保険料も納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間前後の期間は国民年金保険料を納付済みであり、申立期間はいずれも短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は見られない。また、申立期間①直前の期間の5か月間については、特殊台帳及び申立人が提示した国民年金手帳の検認印により納付が確認できたため、記録が未納から納付済みに訂正されているなど、行政側において申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和48年3月に転居した際の国民年金の^{あいま}手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 43 年 9 月及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの定額保険料及び平成元年 5 月から同年 9 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月
② 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで
④ 平成元年 5 月から同年 9 月まで

私は、国民年金に加入するのが遅かったため、少しでも長く国民年金保険料を納付しようと思い、60 歳に達した後も 65 歳まで国民年金に任意加入し、国民年金保険料と付加保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の定額保険料については、申立人は、国民年金に加入した昭和 46 年 9 月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 3 か月と短期間である上、当該期間前後の期間は納付済みであるなど、当該期間の定額保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

申立期間④の付加保険料については、当該期間前後の期間は付加保険料を含む保険料が納付済みであり、当該期間は 5 か月と短期間であるなど、当該期間の付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間①、②及び③の付加保険料については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、付加保険料の加入手続を行った時期に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の付加保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの期間の定額保険料及び平成元年 5 月から同年 9 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月1日から同年4月1日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社B支店における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、B支店に所属した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和38年1月4日に入社して以降、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間等に関する照会文書のA社事業主からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和38年1月4日から平成17年11月30日まで、継続してA社に勤務し、申立期間に同社B支店に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所のA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、記号番号が異なるものの、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、申立期間と一致する被保険者記録があり、現在、社会保険庁において、基礎年金番号と未統合となっており、被保険者が特定できないものとなっている。

しかし、当該被保険者名簿に記載されている当該記号番号は、申立人と異なる従業員に附番されており、社会保険事務所の記録では、その従業員は、同社と異なるC社で、申立期間において、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、上記のB支店における未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被

保険者名簿に記載されている未統合の申立人の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和23年4月1日から同年8月2日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年4月1日から同年10月10日まで
②昭和24年8月1日から28年8月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①の昭和23年4月1日から同年10月10日まで及び24年8月1日から28年10月15日までの期間のうち申立期間②の記録が無いとの回答をもらった。これらの期間については、同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名、同一生年月日の被保険者の記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は、昭和23年4月1日、資格喪失日は、同年8月2日と記載され、申立人の申立期間①とおおむね一致する特定の被保険者の記録と統合されていない未統合の記録がある。

一方、A社は、昭和33年に既に全喪し、当時の事業主や役員等の連絡先は不明であるが、申立期間に同社に勤務していた同僚は、申立人が申立期間①当時A社で勤務していたことを記憶しており、また、同社には、申立人と同姓同名の者はいなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、上記申立人と同姓同名の名義の被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

なお、昭和23年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、

上記同姓同名の名簿の厚生年金保険被保険者の記録から、600円であると認められる。

一方、申立期間①のうちの昭和23年8月2日から同年10月10日までの期間及び申立期間②については、上記のとおり、A社は、既に全喪しており、また、申立期間当時の事業主や役員等の連絡先も不明であるため、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、上記同僚は、申立期間①については、申立人が当時、A社で勤務していたことを記憶しているが、勤務期間は定かではないとしており、申立期間②については、申立人が申立期間①の後に他社に移動し、その後いつごろA社に戻り勤務したかは明確な記憶はないと供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうちの昭和23年8月2日から同年10月10日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA営団における資格取得日に係る記録を22年6月1日、喪失日に係る記録を同年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年12月26日から22年9月30日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A営団に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同営団は、昭和22年9月30日に閉鎖され、同日にB省が事業を引き継ぎ共済組合の組合員となったが、申立期間に同営団に勤務していた同僚は、厚生年金保険の被保険者となっているので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するC局が発行した在籍証明書及びA営団から事業を引き継いだB省が保管する人事記録から、申立人は、申立期間に同営団に勤務していたことは認められる。

また、B省が保管する人事記録及び履歴書並びに社会保険事務所のA営団に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同営団で申立人と同じ業務をしていた同僚は、常備夫から臨時嘱託の身分となった1か月程度で同営団において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが見受けられる。

そして、申立人は、当該人事記録及び履歴書から、A営団に常備夫で採用となった約6か月後の昭和22年5月1日に臨時嘱託となったことが確認できる。このため、申立人については、同営団で、その1か月後の同年6月1日には厚生年金保険の被保険者資格を有することとなり、資格取得者としての対応が行

われたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 22 年 6 月から同年 8 月までの期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、人事記録の給与支給額から、600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 12 月 26 日から 22 年 5 月 31 日までの期間については、申立人は、人事記録で常備夫の身分で採用されたことが確認でき、この身分で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はいない。さらに、申立期間当時の同僚は、A 営団において臨時嘱託の身分となった 1 か月程度で被保険者資格を取得していることから、当該期間は事業主による給与からの厚生年金保険料の控除は考え難い。

加えて、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

なお、事業主が申立人に係る昭和 22 年 6 月から同年 8 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 営団は既に全喪し、確認することはできないが、申立期間の被保険者名簿に記録された健康保険証の番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 22 年 6 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、34年4月から36年9月までは1万8,000円とし、同年10月から37年8月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から37年9月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社における加入期間が昭和37年9月10日から38年9月10日までであるとの回答をもらった。同社には34年4月1日から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立人の申立期間における勤務を証明する文書及び申立人と同時期に入社した同僚の証言により、申立人が同社に昭和34年4月1日から継続して勤務していたことが認められる。

そして、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同時期である昭和37年9月10日又は同年10月15日となっている複数の同僚に照会したところ、4人の同僚は、入社時（34年4月ないし35年9月）から37年9月までの期間において、申立期間当時の給与等事務担当者が給与から控除した厚生年金保険料を不正に処理していたため、いずれも同社（平成6年以降はB社）を定年退職する際、同社から、当該期間が厚生年金保険に未加入であったことに対する補償金を退職金とは別に支給されたと証言しており、また、うち1人から提出された「支払請求書」から当該補償金の支給事実を確認できる。このことから、当時、同社において、

厚生年金保険の資格取得等の手続において、厚生年金保険料を控除していながら、相当期間経過後の37年9月10日又は同年10月15日を資格取得日として届け出るなど不適切な事務処理が行われていたことがうかがわれ、申立人についても上記同僚と同じ扱いを受けていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和34年4月から37年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び申立人に係る昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、34年4月から36年9月までは1万8,000円とし、同年10月から37年8月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る申立期間の保険料の納付義務の履行については、現在の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記のとおり、申立期間当時、A社では、厚生年金保険の資格取得等の手続において、不適切な事務処理が行われていたことがうかがわれ、当時の事業主が昭和37年9月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年4月から37年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年6月1日）及び資格取得日（27年1月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から27年1月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和26年4月2日から平成4年10月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和26年4月2日に厚生年金保険の資格を取得し、26年6月1日に資格を喪失後、27年1月10日に同社において再度資格を取得しており、26年6月1日から27年1月10日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に勤務していた複数の同僚は、申立人が申立期間において同社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、並びに申立期間は、申立人と所属部署も仕事内容も同様であったことを供述している上に、雇用保険の加入記録からも、申立人は申立期間を含め同社に継続して勤務していることが確認できる。また、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間を含む前後約2年間に、申立人のほかに被保険者期間が欠落している従業員はおらず、申立人と所属部署が同じ従業員には、すべて申立期間内の記録があることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から昭和26年6月から同年12月までは4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年6月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社。以下同じ。）C鉱業所における資格取得日に係る記録を昭和21年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月15日から22年5月1日まで
昭和20年10月に入社してから54年に退職するまでA社に継続して勤務していたが、21年5月15日に同社D鉱業所から同社C鉱業所に異動となった際の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された勤務経歴書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和21年5月15日に同社D鉱業所から同社C鉱業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年5月1日における社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年8月11日）及び資格取得日（昭和38年7月22日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和37年8月及び同年9月は9,000円、同年10月から38年6月までの期間は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月11日から38年7月22日まで

A社には昭和37年4月から40年5月まで継続して勤務していたが、B店に出向していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和37年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月11日に資格を喪失後、38年7月22日に同社において再度資格を取得しており、37年8月から38年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間に、申立人と同様にA社からB店に出向していた複数の同僚は、申立人が申立期間においてB店に継続して勤務し、申立人は、これら同僚とともに同じく钣金塗装の業務を行っていたと供述しているところ、これら複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭

和 37 年 8 月及び同年 9 月は 9,000 円、同年 10 月以降は 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 8 月から 38 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る昭和37年1月21日の記録を36年9月1日に、A社における資格取得日に係る42年7月1日の記録を同年3月16日に訂正し、36年9月から12月の標準報酬月額を2万8,000円とし、42年3月から同6月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月1日から37年1月21日まで
② 昭和42年3月16日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。A社には昭和34年4月1日に正社員として入社し、途中、子会社のB社への出向はあったが、申立期間も含め46年4月30日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録並びにA社及びB社の雇用保険の記録から、申立人は、A社及びB社（申立期間当時、B社はA社の子会社）に継続して勤務し（昭和36年9月1日にA社本社からB社に出向、42年3月16日にB社からA社に戻る。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和37年1月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、42年7月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立期間①及び②に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月23日から53年2月20日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間についての加入記録が昭和46年10月12日から52年2月23日までとの回答をもらった。A社には53年2月20日まで継続勤務していたことは間違いないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員異動原簿、雇用保険の加入記録及び同社の事業主の証言により、申立人が同社に昭和53年2月19日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社に係る昭和51年10月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和52年2月23日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月から昭和53年1月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年6月28日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支局（現在は同社B支社。以下同じ。）における資格取得日（昭和26年7月1日）を昭和26年6月28日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和19年6月1日から23年4月1日まで
②昭和26年6月28日から同年7月1日まで
③昭和41年12月28日から42年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、申立期間②及び申立期間③の記録がないとの回答をもらった。同社には昭和14年3月16日に入社し41年12月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及び社内報の記載により、申立人が当該期間もA社に継続して勤務し（昭和26年6月28日に同社C支局から同社B支局に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、同社の入社順表、社内報、職務分担表及び社史により、申立期間①当時も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の現在の事業主は、申立期間①当時の厚生年金保険に関する資料が残っていないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除については、不明としており、また、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の当時の同社における上司や同僚等は、ほとんど死亡しており、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、ほとんどの者が既に死亡しており、また、所在が確認できた2名からは、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。

申立期間③については、申立人は、同社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、昭和41年12月28日に同社における厚生年金保険の被保険者の資格を喪失しており、また、公共職業安定所の記録では、申立人の同社に係る離職日が41年12月27日であることが確認できる。

そして、同社は、申立期間③当時の資料は残っていないが、上記雇用保険の記録から判断して、申立人は昭和41年12月27日に同社を退職したものと考えられるとしている。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人の申立期間③における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。

以上のほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険の事業主による控除については、申立人は控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①及び③の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月1日から17年9月1日までの標準報酬月額については、既に平成19年9月7日に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該訂正記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、それぞれ平成15年4月から16年3月までは24万円、16年4月から17年3月までは28万円、17年4月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成16年6月30日及び同年12月28日の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年6月の標準賞与額を84万円、同年12月の標準賞与額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る上記標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年4月1日から17年9月1日まで
②平成16年6月30日及び同年12月28日(賞与)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①のA社における標準報酬月額が、実際にもらった報酬額と相違していた。これについては、事業主の届出により、平成19年9月に訂正されたが、厚生年金保険法第75条に該当し、厚生年金保険の給付の額に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。また、平成16年の夏及び同年冬の賞与に係る厚生年金保険の記録も無いことが判明したが、届出がされていないため、記録を正しく回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の給与支払明細書により、申立人は、申立期間①において社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、当該給与に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書の報酬額又は保険料控除額から、平成15年4月から16年3月までは24万円、16年4月から17年3月までは28万円、17年4月から同年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続きを誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、同社の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間②の賞与の支払いを受け、賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる

また、申立期間②に係る標準賞与額は、賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年6月及び同年12月の標準賞与額をそれぞれ84万円及び56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続きを誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年6月30日及び同年12月28日の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月28日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成3年2月1日から5年2月28日までの期間について、厚生年金の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、A社に勤務した申立期間は15万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年2月28日以降の同年4月7日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が平成3年2月から5年1月までは8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 8 月 7 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から同年 11 月 8 日まで
③ 昭和 37 年 11 月 8 日から 38 年 7 月 26 日まで
④ 昭和 38 年 9 月 11 日から 41 年 6 月 21 日まで

平成 19 年 6 月 16 日に社会保険事務所で厚生年金の加入記録を確認したとき、申立期間については脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 42 年 7 月 10 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 41 年 11 月 22 日に婚姻し、改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 5 日から 46 年 9 月 11 日まで
平成 19 年 4 月 24 日に社会保険事務所で厚生年金の加入記録を確認したとき、申立期間については脱退手当金を受給していると言われた。
しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 88 名中 20 名と少ないことに加え、当該 20 名のうち、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、しかも 1 か月未満の短期間で脱退手当金の支給決定がなされた同僚が、「自分で社会保険事務所に出向き請求手続を行った」旨の供述をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、最初に勤務した事業所であり、かつ、約 26 か月と長期間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

なお、申立期間に係る事業所において脱退手当金の支給記録があり、かつ、過去に厚生年金保険被保険者期間がある者は、申立人を含め 5 名みられるが、申立人以外の 4 名の受給者はいずれも過去のすべての被保険者期間を計算の基礎として脱退手当金の支給決定がなされている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年9月25日まで
② 昭和36年9月25日から37年4月1日まで
③ 昭和37年4月1日から同年8月21日まで
④ 昭和38年5月17日から同年6月18日まで
⑤ 昭和40年3月1日から41年1月11日まで

平成19年6月に世間で年金問題が騒がれるようになったため、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、それ以前の平成4年に別の社会保険事務所で調べてもらった時は、申立期間について厚生年金保険の加入記録があった。

また、私は申立期間の一部事業所において、社会保険関係の事務を担当し、脱退手当金の制度を承知していたことから、被保険者期間の一部についてのみ脱退手当金を請求することはあり得ないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金が支給されたとされる当時（昭和41年5月）、社会保険事務所では、社会保険庁通知により、脱退手当金を支給した場合、再交付された厚生年金保険被保険者証についても、脱退手当金を支給した旨の「脱」表示を行うこととされていたが、申立人が所持している再交付の厚生年金保険被保険者証には、その表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間④と⑤との間にある2つの事業所における被保険者期間については、一つの事業所は、申立

期間⑤に勤務した事業所の本社であり、また、申立期間④は、わずか1か月であるのに対して、これらの期間は11か月及び2か月であるにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているがこれを失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金の請求により、脱退手当金の支給対象となる事業所の厚生年金保険被保険者番号が異なっていることが判明した場合、社会保険事務所が、異なる被保険者番号の重複整理を行った上で支給することとされているが、本件については、5事業所の被保険者期間について、異なる二つの被保険者番号で管理されているにもかかわらず、当該被保険者番号の重複整理がなされていない上、支給されたとする額は、法定支給額と693円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月5日から35年3月11日まで

60歳の時、社会保険事務所で年金の手続をした際、脱退手当金を支給されていることについて何の説明もなかったため、過去に脱退手当金を受給しているという認識が無かった。

しかし、その後、転居先の社会保険事務所に改めて年金の手続に行ったら、過去に脱退手当金を支給されているという話をされた。

申立期間より前に脱退手当金を、一度受給した記憶はあるが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給手続を行ったとされる社会保険事務所においては、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給した旨を表示していたと説明しているところ、当該社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和36年2月2日に支給されたことになっているほか、申立人が脱退手当金を支給されたとされる昭和36年の前後各2年間に申立期間に係る事業所で被保険者資格を喪失した女性14名のうち、社会保険庁オンラインに脱退手当金の支給記録がある者は、申立人以外に3名と少なく、いずれも退職から10か月以上経過して脱退手当金を支給されていることから、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給が決定されたとされる日（昭和36年2月2日）の約6か月前（35年8月19日）に婚姻し、改姓しているにも

かかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、現在まで変更処理がなされておらず、旧姓となっていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

加えて、上記の被保険者台帳記号番号払出簿、申立期間に係る被保険者名簿及び社会保険庁オンライン記録の申立人の生年月日は、平成5年3月に訂正されるまで相違しており、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険加入記録が適正に管理されていなかったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を昭和62年5月から平成元年7月までは30万円、元年8月から3年7月までは41万円、3年8月から5年5月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年5月1日から平成5年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和62年5月から平成5年5月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和62年5月から平成元年7月までは30万円、元年8月から3年7月までは41万円、3年8月から5年5月までは50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年4月30日以降の同年5月17日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が昭和62年5月から平成5年5月までは8万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から昭和62年5月から平成元年7月までは30万円、元年8月から3年7月までは41万円、3年8月から5年5月までは50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和53年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日を昭和53年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日を昭和53年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格取得日を昭和53年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和52年12月31日から53年1月1日まで
②昭和53年1月21日から同年2月1日まで
③昭和53年5月31日から同年6月1日まで
④昭和53年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②、C社に勤務した期間のうちの申立期間③及びD社に勤務した期間のうちの申立期間④の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、それぞれの会社で厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を持っているので、申立期間①、②、③及び④において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与明細書により、申立人が昭和52年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和52年11月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に全喪しており、また、役員等の所在も不明であるため、確認できないものの、複写式の届出書により届け出た厚生年金基金の喪失日が52年12月31日となっていることから、事業主は、社会保険事務所の記録のとおり、申立人の資格喪失日を同日として届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、給与明細書により、申立人が昭和53年1月21日からB社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和53年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間②に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、給与明細書により、申立人が昭和53年5月31日までC社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和 53 年 4 月の社会保険事務所の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間③の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に全喪しており、また、役員等の所在も不明であるため、確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間③に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④については、給与明細書により、申立人が昭和 53 年 6 月 1 日から D 社に継続して勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和 53 年 7 月の社会保険事務所の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間④の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に全喪しており、また、役員等の所在も不明であるため、確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間④に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から53年12月まで

私は、結婚して以降、夫と二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧である上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年12月までのうちの
24か月間

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所でそれぞれ1年分の保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3274

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで
私の妻は、結婚して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付金額及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 44 年 9 月まで
② 昭和 44 年 10 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については父が、申立期間②については、私が夫の保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間②については、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の一部の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 48 年 4 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの期間及び42年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年10月まで
② 昭和42年4月から51年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所窓口で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①及び②当時の保険料の納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間①は、平成4年7月に国民年金加入期間として記録整備されており、申立期間当時は未加入期間で納付できず、この時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年7月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 9 月まで

私は、高校の図書室に勤務していた期間及び病院内の保育所に勤務していた期間は国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 5 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、勤務していた大学を退職するたびに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 6 月時点では、申立期間①及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年6月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間直後の期間の保険料は時効の範囲で過年度納付されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料も納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親も申立期間は国民年金に未加入であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 38 年 9 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 52 年 8 月まで

私は、国民の義務として国民年金の諸手続を適切に行い、国民年金保険料の納付についても必ず期限内に励行することを主義としている。子供 2 人の学生期間中も保険料を欠かさず納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金保険料を納付したとする時期、納付金額についての申立人の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 52 年 9 月に国民年金に再度任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年3月まで

私は、国民年金に加入した以降の夫婦の国民年金保険料を、区役所や銀行で納付書を使用して納付していた。昭和54年12月の転居に伴い、区役所で転出手続をした際に保険料の納付状況を確認したところ、昭和45年4月から確認をした時点までの間に未納はないと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付金額、納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時の保険料の納付状況が不明確である。さらに、申立人が自身の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫も、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年4月までの期間、43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から41年4月まで
② 昭和43年2月及び同年3月

私は、20歳になった時に、区役所で国民年金に加入する手続きをした後、勤務していた鮎店の出前の途中に、区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付開始時期、納付期間、納付方法に関する記憶が曖昧である。また、申立期間当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、国民年金手帳がなければ保険料の納付が困難であったが、申立期間②については、申立人は、昭和43年2月頃、それまで勤務していた飲食店を辞職することを決め、その時期に国民年金手帳を廃棄したと説明し、また、同年4月に会社に就職した以降は保険料を納付したことはないと説明しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月及び同年7月

私は、平成3年6月に会社を退職し、すぐに区役所で国民年金に加入する手続きをし、申立期間の国民年金保険料は、後日送付された納付書で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間は平成9年4月に国民年金の加入期間として整備されていることが確認できることから、申立期間当時に区や社会保険庁から申立人宛てに保険料の納付書が送付されず、申立人が申立期間の保険料を納付することが困難であったことが考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年4月までの期間、44年10月から同年12月までの期間及び45年2月から46年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年4月まで
② 昭和44年10月から同年12月まで
③ 昭和45年2月から46年12月まで

私は、昭和41年10月に会社を退職した際、同社の総務担当者から国民年金と国民健康保険に加入するよう言われ、退職後間もなく区役所の出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年8月時点では、申立期間①、②及び③のうち45年2月から46年6月までについては、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年12月まで

私は昭和43年4月の結婚を機に会社を退職した際、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は妻が集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年5月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から47年12月まで

私は20歳になった昭和41年に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が同時に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年5月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年3月まで

私は、会社を退職し、結婚をした昭和45年10月ごろに、区役所で国民年金の加入手続をした。その後の国民年金保険料は、夫の分と合わせて私が集金人に現金で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から58年9月まで

私の母は、区役所で私の国民年金の加入手続をし、父の銀行預金から口座振替で国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は母親から国民年金手帳を受取ったことはないと説明している上、妹も申立人と同様に学生時代には国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成3年3月までの期間、平成4年4月から5年3月までの期間及び6年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から平成3年3月まで
② 平成4年4月から5年3月まで
③ 平成6年4月から9年3月まで

私は、国民年金保険料の納付が困難な時には、必ず免除申請をし、それ以外は無理してでも、毎月、市役所や出張所で保険料を納付していた。申立期間当時、元夫が自営業を営んでおり、A会の指導を受けて保険料を控除して確定申告していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額、納付方法等の納付手続に関する記憶が曖昧であり、また、元夫は、婚姻したころに国民年金に加入しているものの、申立期間の保険料はすべて未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から55年9月まで

私が大学生であった20歳の時に、母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。大学卒業後、住民登録は日本に置いたまま外国に行き、4年後に帰国した。帰国してからは、自分で保険料を納付してきたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与していない上、自分で保険料を納付するようになった時期、納付金額等の納付手続に関する記憶が曖昧であり、また、加入手続及び申立期間の一部の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年11月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 7 月から 52 年 12 月までの期間、56 年 4 月から同年 6 月までの期間、及び 59 年 4 月から平成 2 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 7 月から 52 年 12 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 59 年 4 月から平成 2 年 11 月まで

私は、国民年金保険料を徴収員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料額等保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が一緒に納付していたとする妻も申立期間の大部分の自身の保険料は未納となっていること、申立人が第 3 回特例納付により 34 か月分の保険料を納付した昭和 55 年時点では、申立期間①から③については未納期間として特例納付の期間に計算されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年3月まで

私は、国民年金保険料を毎月又は数か月分をまとめて市役所内の金融機関出張所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した平成10年1月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間にかかる国民年金の加入手続の状況に関する記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年2月まで
私は、市役所で税金と国民健康保険料及び国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間に国民年金の加入手続をした記憶がないと説明するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳は、昭和45年3月以降に転居後の市において払い出されたもの一冊のみであり、申立人は申立期間に当該手帳以外の国民年金手帳を所持した記憶がないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3308

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 8 月まで

私は、昭和 36 年か 37 年ころに近所の人と一緒に夫婦共に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は納付していたが、生活が苦しく大変であったことから途中で納付をやめた。申立期間の一時期は保険料を納付しているはずなのに、保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付時期等に関する記憶が曖昧である上、夫婦共に国民年金の加入手続を行い申立期間の一時期は保険料を納付したと説明しているが、夫の昭和 36 年 4 月から同年 9 月末までの期間は保険料が未納であり、42 年 5 月から 50 年 11 月末までの期間は国民年金に未加入となっているなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、47 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 11 月、同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 47 年 11 月及び同年 12 月

私は、国民年金保険料を集金人等に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①については、申立人は集金人が保険料を徴収に来たと説明しているが、申立人が申立期間当時居住していた区において集金人方式が開始されたのは昭和 37 年 4 月からであることが確認できること、申立人は昭和 38 年 12 月に手帳記号番号の払出を受けており、それ以前に集金人は来ていなかった考えられることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 38 年 12 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料の納付ができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人は申立期間③を含む同年 10 月から 12 月分の保険料を時効後に納付し、第 2 回特例納付期間内の納付として同年 10 月に 1

か月分が収納され、ひと月分に満たない残額 750 円を還付されたことが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から56年3月までの期間及び56年7月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から56年3月まで
② 昭和56年7月から60年9月まで

私は、国民年金保険料を市役所内の金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、申立期間①について、当初は自分で納付していたと説明していたが、後に母親が納付していたと変更するなど、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月、58 年 8 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月
② 昭和 58 年 8 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 11 月ごろに国民年金に任意加入して以降、厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立期間①については、申立人は、任意加入手続を行った時期に関する記憶が曖昧である上、昭和 57 年 12 月に任意加入していることが確認できるが、この時点では、当該期間は制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間②及び③については、申立人は、②の期間直後の昭和 58 年 10 月から厚生年金保険の被保険者となっているが、この厚生年金保険適用事業所に同年 7 月から勤務していたことが確認できる上、当該事業所に勤務していた期間の前後における申立期間②及び③の厚生年金保険と国民年金との切替手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3312

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から集金人に毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料を納付していたとする場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧である上、一緒に保険料を納付していたとする妻も、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3313

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
私の夫は、昭和 36 年 4 月から集金人に毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする夫は、納付場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成3年3月まで

母は、私が大学生だった時に私の国民年金の任意加入手続をして以降、平成3年4月に厚生年金保険に加入するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親も申立期間当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶がなく、申立人が居住していた区及び所管社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から44年12月まで
私は、昭和45年3月に結婚した直後に、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができることを知り、まとめて7年分を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、まとめて納付したとする場所、金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3316

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から46年3月まで

私は、結婚後すぐに国民年金に加入し、私が夫と二人分の国民年金保険料を郵便局か市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧であり、所持している領収証書から申立期間直後の申立人と夫の保険料の納付日は異なっていることが確認できる上、当該期間の保険料をまとめて特例納付及び過年度納付した記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、60 年 7 月から同年 9 月までの期間、平成 8 年 11 月、10 年 2 月、同年 6 月、11 年 1 月、同年 5 月、同年 11 月及び 12 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで
③ 平成 8 年 11 月
④ 平成 10 年 2 月
⑤ 平成 10 年 6 月
⑥ 平成 11 年 1 月
⑦ 平成 11 年 5 月
⑧ 平成 11 年 11 月
⑨ 平成 12 年 1 月

私は、制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は保険料を集金に訪れていた郵便局員に毎月納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、印紙検認方式を採用しており、郵便局に保険料の収納業務を委託していなかったことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額と合致しないこと、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人は、納付した保険料の金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫は申立期間②の保険料が未納となつ

ていること、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨は、平成8年11月から12年1月までの3年3か月の間に7回に及び、これだけの回数の事務処理を行政側が続けて誤ることも考えにくいことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、46 年 7 月から同年 9 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 10 月から 50 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 49 年 10 月から 50 年 6 月まで

私は、区役所で婚姻届を提出した時に、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人が一緒に保険料を納付したとする妻も申立期間は未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 4 月時点では、申立期間①の一部は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から平成 18 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から平成 18 年 2 月まで

私は、昭和 55 年に市役所で 86 万円、平成 14 年に区で 120 万円を納付し、申立期間の国民年金保険料を完納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を一括納付したとする昭和 55 年は第 3 回特例納付の実施期間中であるものの、保険料を一括納付したとする市役所は当時、第 3 回特例納付の収納事務を行っていなかったことが確認でき、また、平成 14 年に一括納付したとする 120 万円の保険料についても、この時期には特例納付は実施されていない上、同年に過年度納付及び現年度納付を行った場合の金額とも大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 4 月時点では、申立期間のうち昭和 38 年 7 月から 53 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの期間、56年1月から58年9月までの期間及び63年7月から平成2年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年4月から50年3月まで
②昭和56年1月から58年9月まで
③昭和63年7月から平成2年6月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立てを行った申立人の妻は保険料の納付に関与しておらず、申立人からは、当時の加入手続及び保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人夫妻の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和50年10月時点は第2回特例納付実施中であり、当該払出時点で、申立人の妻は特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても、年金受給資格期間を満たさないことから、特例納付及び過年度納付をしたものと考えられるが、申立人は特例納付をしなくても年金受給資格期間を満たすことが可能であったなど、申立人が特例納付及び過年度納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から48年9月までの期間、55年4月から同年6月までの期間及び57年4月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和41年9月から48年9月まで
②昭和55年4月から同年6月まで
③昭和57年4月から58年9月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の加入手続及び納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間②について、申立人は当該期間の保険料を昭和58年3月に納付したことが確認できるが、当該納付時点では当該期間は時効により納付することができないため、昭和56年1月から3月までの保険料に充当処理されていること、申立期間③について、申立人の夫も未納であることなど、これらの申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人夫妻の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和50年10月時点は第2回特例納付実施中であり、申立人は、当該期間直前の30か月の保険料を特例納付し、当該期間後の18か月の保険料を過年度納付していることが確認できるが、特例納付に関する申立人の記憶は乏しく、また、特例納付をしなくても年金受給資格期間を満たすことが可能な申立人の夫は特例納付をしておらず、当該期間の大部分は未納であることから、申立人は、年金受給資格を満たすために必要な月数の特例

納付及び過年度納付をしたものと考えられ、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和40年4月から42年3月までの期間、43年4月から49年3月までの期間、51年7月から52年9月までの期間、56年6月から同年12月までの期間、63年5月、同年11月及び平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から49年3月まで
③ 昭和51年7月から52年9月まで
④ 昭和56年6月から同年12月まで
⑤ 昭和63年5月
⑥ 昭和63年11月
⑦ 平成2年8月

私の母は、昭和42年頃まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。それ以降は、私が夫婦二人分の保険料を納付した。昭和52年頃は区役所に申請免除の手続に行ったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、母親が保険料を納付していたと説明するが、当該期間中の申立人と母親の住所は別である上、母親に納付書を渡して納付を依頼していたかについては記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況を聴取することが困難であるなど、保険料の納付状況が不明確である。また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている元夫も、当該期間中は未納又は申請免除であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は昭和49年6月に当時の住所地で新たに手帳記号番号の払い出しを受けており、40年7月に払い出された手帳記号番号により保険料の納付を継続していたとすれば、新たな手帳記号番号が払い出されることは考え難い上、申立人は納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人の現在の夫も、当該期間のうち結婚後の自身の保険料は未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は転居後に免除申請をしたと説明しているが、申立人の夫も当該期間は免除期間ではなく未納であり、申立期間④については、厚生年金の資格を喪失した後の国民年金への切替手続の時期、納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を申請免除又は納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤、⑥及び⑦については、申立人の保険料の納付方法は昭和59年時点で口座振替であったことが確認できることから、当該期間も口座振替であり、夫と納付月、未納月が一致していることから口座の残高が不足していたと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 7 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 7 年 5 月まで
私は、信用金庫又は郵便局にて、振込又は自動引き落としで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付金額、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が基礎年金番号で国民年金に加入した平成 10 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、平成 7 年の厚生年金加入時に発行された手帳以外の手帳を所持したことがないと説明するなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年2月までの期間、52年11月から53年1月までの期間、56年3月及び同年4月並びに57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年8月から46年2月まで
②昭和52年11月から53年1月まで
③昭和56年3月及び同年4月
④昭和57年3月

私は、それぞれの会社を退職した後、必ず市役所又は区の出張所で国民健康保険の加入手続とともに国民年金への切替手続も行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、昭和44年4月に申立人が国民年金に加入した際の国民年金手帳の記号番号の払出簿では、処理状況欄に被保険者ごとに喪失、再取得及び台帳移管先などの事項がその日付けとともに記載されているが、申立人の欄は、「45. 2. 26 喪失」とのみ記載されていることが確認でき、申立人が厚生年金保険資格喪失後に国民年金の再加入の手続をしたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、昭和56年5月に夫婦で加入手続を行い、連番で新たに手帳記号番号が払い出され、同月以後夫婦ともに保険料を納付し始めていることが確認できるが、申立人は、当該期間を通じて転居等をしておらず、昭和52年11月に国民年金への切替手続をしていたとすれば、昭和56年に新たに手帳が払い出されることは通常考えられないこと、ま

た、当該期間は妻も未加入であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から49年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料の納付については、私の会社の税理士に任せており、納めてくれていたと思うので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を任せていたとされる税理士から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付についての状況が不明確である。また、昭和46年10月に国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている元妻も、申立期間の自身の保険料は未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和46年10月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年9月までの期間及び昭和61年10月から平成2年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和59年1月から同年9月まで
②昭和61年10月から平成2年11月まで

私は、申立期間①、②の保険料を地元の金融機関に納付書と現金を持参して納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①及び②の国民年金の加入手続、保険料の金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年9月の時点では申立期間①及び②の大部分が、2年12月以降の保険料を納付し始めた5年1月の時点では申立期間のすべてが、時効により納付できない期間であり、申立人は4年に交付された当該手帳以外に国民年金手帳の交付を受けた記憶がないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 60 年 1 月まで

私の母は、私が 20 歳で無職の頃、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、保険料を納付したとする申立人の母親は、当時の加入手続及び納付場所、納付時期等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明確であること、申立期間は平成元年 8 月に被保険者期間として追加されたものであり、申立期間当時申立人に納付書が送付されていなかったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 4 月の時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から59年11月まで
私は、昭和59年12月ころに、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料約30万円をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和59年12月26日に国民年金に任意加入していることが、申立人の所持する年金手帳から確認できる上、当該任意加入時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付することは制度上できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和54年4月に厚生年金保険の資格を喪失して以降、上記の手帳記号番号の払出日前に国民年金の加入手続をしていないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで

私は、20 歳の学生のころに国民年金に加入し、両親が学費などと一緒に国民年金保険料も仕送りしてくれており、自分で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 2 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3342

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年3月まで

私は、国民年金加入手続をした後、市役所で過去の未納分の国民年金保険料を納付できると説明を受け、夫婦2人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が、一緒に納付したとする夫も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 53 年 3 月まで

私の母は、昭和 51 年 10 月に私が結婚するまで、私の国民年金保険料を納付していた。また、私は、結婚後、自分で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、独身であったとする昭和 43 年 9 月から 51 年 9 月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親が加入手続と保険料の納付をしたとする申立人の弟も、20 歳になった 47 年 2 月から 51 年 9 月までの保険料が未納であること、結婚したとする昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人は、納付したとする保険料の金額等の記憶が曖昧であり、申立人の妻も当該期間の保険料が未納であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 10 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 59 年 3 月まで

私は、結婚後、義母から将来のために任意加入でも国民年金に加入しておいた方が良いと言われ、市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付書により郵便局で納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法の記憶が曖昧であり、また、申立期間の保険料を郵便局で納付していたとしているが、当時居住していた市では、郵便局で保険料を現年度納付することはできなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年 5 月に任意加入することで払い出されていることから、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、国民年金制度ができたときに区役所で加入し、保険料を納付していたが、その後保険料を納付していなかったため、昭和 40 年代に保険料をまとめて支払った。その後、また、保険料を納付していなかったが、結婚を機に保険料を納付し始めた。しばらくして、区役所に未納期間があることを指摘され、保険料をまとめて支払った。結婚後に支払った保険料が、昭和 36 年からの納付の記録になっているが、その期間の保険料は結婚前に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月時点では、第 1 回特例納付は既に終了しており、申立期間のうち、昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの保険料を当該特例納付により納付することはできない。また、申立人は、昭和 36 年に加入し、手帳を所持していたと説明するが、36 年当時から居住していた区を管轄する社会保険事務所における手帳記号番号の払出記録中に、申立人の別の手帳記号番号の払出記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月までについては、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題はない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から49年12月まで

私は、区から20歳になった昭和42年2月から45年10月までの国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの案内を受けて、45年11月に金融機関で第1回特例納付により納付し、それ以降は送付されてくる納付書により金融機関か郵便局で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及びまとめて納付したとする金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を免除申請していたはずである。申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料の免除申請していたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の免除申請に関与しておらず、加入手続及び保険料の免除申請を行ったとされる父親から当時の手続状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、父親が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成10年4月時点では、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって免除申請することはできず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から51年3月までの期間及び55年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から51年3月まで
② 昭和55年12月

私は、厚生年金保険の加入期間と重複して、国民年金保険料を納付していたが、当該保険料については還付を受けた覚えはない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書等により、厚生年金保険加入期間である申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、還付整理簿には、申立人の氏名、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日及び支払日が明確に記載されている上、これらの事項について被保険者台帳との不整合も認められないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3367

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から51年12月まで

私は、昭和46年8月から、出張所や郵便局で国民年金保険料を納付書により納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に納付していたとする保険料額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの期間及び40年1月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から38年3月まで
② 昭和40年1月から42年3月まで

私は、20歳になった昭和36年に、母から私の国民年金の加入手続をしたと聞いた。それ以降、母は、私の国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間①については、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている両親も昭和36年10月から37年3月までの保険料が未納であり、また、申立期間②については、申立人と同居し家業に従事していた弟妹も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。また、58 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月及び同年 8 月

私は、申立期間①について、「20 歳の誕生日から国民年金に加入しているから」と父に言われたことを記憶している。父が、私の国民年金保険料の納付をしてくれていたか、又は学生だったので、免除されていたと思う。また、申立期間②について、転職が決まり、2 か月間の国民健康保険及び国民年金保険料の納付について役所で相談し、保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の保険料の納付状況等が不明確である。また、申立人は、父親から年金手帳を見せられた記憶はないと説明している上、申立人の父親は、当該期間は自身の保険料を申請免除しているなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、当該期間は学生であり、加入手続をした場合には任意加入被保険者であるため、制度上、免除申請することができない期間であるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、所持する年金手帳以外に別の年金手帳を受け取った記憶がないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 51 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。また、58 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの期間及び45年4月から46年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年2月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に集金人に納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年8月に払い出されており、当該期間の保険料は、過年度分の納付となるが、申立人及びその夫は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無いこと、また、申立期間②については、申立人が居住していた区においては、45年4月から納付書制度が開始されていたが、申立人は、納付書による納付の記憶が曖昧である上、当該期間は夫も未納であるなど、ほかに申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、61 年 10 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 62 年 1 月まで

私は、昭和 61 年 3 月から 62 年 1 月まで海外在住であったが、留守の間も年金の記録が途切れないようにしたいと思い、出国前に区役所の職員に相談し、母親に区役所の支所で国民年金保険料を納付してもらった。納付した保険料は還付されたということだが、その記憶はなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、申立人は当時海外在住であり、当該納付に関する還付の処理は、還付理由、還付金額、送金（支払）通知書作成年月日、還付金振込先口座名等が明確に確認できることから、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 1 月までの期間については、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は、まとめて払った記憶があるが、何か月分だったか分からないと説明するなど、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、61

年 10 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 6 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、私の母親が納付してくれていた。申立期間②は、夫の会社で年末調整を受けているので、夫が私の保険料を納付してくれているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫は当該期間の保険料の納付に関する記憶が不明確であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年12月までの期間及び63年7月から平成6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から62年12月まで
② 昭和63年7月から平成6年1月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続をし、納付書により国民年金保険料を金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間①当時の転居に伴う国民年金の住所変更手続を適切に行っておらず、納付書は転居先の住所には送付されなかったものと考えられ、現住所への転入手続を行った昭和63年1月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、さらに、申立期間①及び②の間の期間の保険料が時効直前の平成2年に過年度納付されており、納付期限内に保険料が納付されていない状況が見られるが、申立人は、保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から52年8月まで

私は、地方公務員を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和54年6月に国民年金に任意加入し、同年8月に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、その時点では、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月まで

私は、申立期間当時、住み込みで縫製場で働いており、職場に来ていた区の国民年金保険料の集金人に、ほかの従業員と一緒に保険料を納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、同僚と一緒に集金人に自身の保険料を納付していたとする時期等に関する記憶が曖昧であり、申立人の職場の管理者である申立人の夫も申立期間当時の保険料は未納である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 41 年 6 月ごろに払い出されており、さかのぼって保険料を納付した記憶はないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで
② 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 10 月 14 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本、A社の取締役会議議事録により、A社は、昭和 50 年 2 月 24 日に設立され、58 年 4 月 1 日に合併により、B社となっており、また、申立人は、昭和 51 年 5 月 30 日にA社の代表取締役に就任し、B社でも引き続き代表取締役にあったことから、申立人が、申立期間①当時はA社に、申立期間②当時はB社に、それぞれ勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、B社は、適用事業所となったのが昭和 58 年 10 月 15 日であることから、両社は、それぞれ申立期間①及び申立期間②には適用事業所となっていない。

また、申立人には、A社及びB社で厚生年金保険の適用事業所としての届出を社会保険事務所に行い、両社の従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことについて、明確な記憶が無いものの、事業主である申立人が、上記のとおり、申立期間①当時及び申立期間②当時に、両社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことを知らなかったとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間①及び申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 10 年 4 月 1 日から同年 4 月 21 日まで
③ 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、平成 10 年 3 月 31 日にA社を退職したので、同年 4 月 21 日に資格喪失したのは誤りであるので、同年 3 月 31 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日からA社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社では、人事記録等により、申立人は、昭和 40 年 4 月 13 日及び 16 日の入社試験を経て、同年 5 月 1 日付けで採用され、同社での厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間①においては、同社の従業員とはなっておらず、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

また、申立人が同期入社であるとしている同僚も、社会保険庁の記録によれば、申立人同様、昭和 40 年 5 月 1 日に、A社で厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

申立期間③については、B社の人事記録等により、申立人が、平成 11 年 11 月 1 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間③については、B社では、申立人は、1か月当たり12日勤務の非常勤職員（業界アドバイザー）として勤務しており、厚生年金保険の被保険者要件（1か月当たり18日以上勤務）を満たしておらず、被保険者とならないため、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除していないとしている。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、当時の申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人は、平成10年4月21日から12年10月1日まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、平成10年3月31日付けでA社を退職したと申し立てている。

しかし、A社では、人事記録等により、申立人は、平成10年3月30日に退職願を提出し、同年4月20日付けで退職したとしている。

また、A社が保管する申立人の平成10年4月分の賃金支払明細書により、申立人は、同月分の厚生年金保険料を同月分の給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の、同社での雇用保険の記録も平成10年4月20日までとなっている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②については、資格喪失日を、平成10年4月21日から同年3月31日へ訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 25 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の A 校 (現在は、B 校。以下同じ。) での加入記録が無い旨の回答をもらった。
同校には、昭和 6 年 4 月 1 日から 25 年 1 月 31 日まで、教員として継続して勤務していたので、厚生年金保険制度が適用された 19 年 10 月 1 日から、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 校が保存している職員台帳の記録により、申立人が、昭和 6 年 4 月 1 日から 25 年 1 月 31 日まで、A 校に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A 校は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、現在の B 校では、申立期間当時の資料を保有していないことから、A 校の職員の厚生年金保険の加入状況等について確認できないとしている。

さらに、申立人は、同僚等について姓名を知っているが、連絡先等は不明であるとしているため、これらの者から、申立人の加入状況及び当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、この他申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 5 月末日ころまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 5 月 1 日から約 1 年間の期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社で勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における退職日についての具体的な記憶はないが、同社には、1年程度勤務していた記憶があるので、退職日は昭和 38 年 5 月末日ころであるため、申立期間も被保険者として認めてほしい旨申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保有していないことなどから、申立人が昭和 38 年 5 月末日まで同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚は、申立人がA社で勤務していた記憶はあるが、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたかは不明としている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 10 人に申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等を聴取したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
②昭和 44 年 8 月 22 日から 45 年 4 月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 4 月ころまでの期間のうち、申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、それぞれの期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の従業員の供述により、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、申立期間①当時、申立人が同社に勤務したことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が申立期間①当時に同社に勤務したことを確認することはできないとしている。

また、A社の現在の経理担当者は、同社では、申立期間当時も新入社員には 3 か月程度の試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させなかったと聞いており、自分も入社後 3 か月の試用期間を経て厚生年金保険に加入したと供述している。

さらに、申立人が唯一記憶している同僚は、厚生年金保険の加入記録は無く、また、連絡先も不明であることから、申立人の勤務状況等を聴取することはできない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた従業員 3 人のうち、1 人の従業員は申立人が同社で勤務して

いたことを記憶しているが、残る従業員2人は、申立人の記憶が無い。そして、当該従業員3人のうち2人は、同社では申立期間①当時、4か月程度の試用期間があったと供述しており、これら従業員2人は、昭和44年3月及び同年4月に入社しているが、その厚生年金保険の加入時期は、4か月から5か月後である。なお、申立人も、同社に試用期間があったことは記憶していると供述している。

申立期間②については、従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、申立期間②当時の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保存しており、同通知書によれば、申立人の資格喪失日は昭和44年8月22日と記載されていること、また、それが社会保険事務所の同社の被保険者名簿の記録と一致していることから、申立期間②は、申立人は、同社で厚生年金保険の被保険者とはなっておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立期間②についても、上記従業員を除き、従業員等から申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について聴取することはできなかった。

これらに加えて、申立人は、証拠書類等はないが、申立期間①及び②について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月から18年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した昭和17年1月から21年9月1日までの期間のうち、申立期間に係る記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和17年1月から継続して勤務しており、資格取得日が昭和17年1月1日と記載された厚生年金保険被保険者証も持っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年1月から申立期間もA社に勤務したことは、保有している厚生年金保険被保険者証に資格取得日が昭和17年1月1日と記載されていることから明らかであると申し立てている。

しかし、昭和17年1月1日施行の労働者年金保険法においては、申立期間のうち、同年1月1日から同年5月31日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、制度上、労働者年金保険の被保険者期間として算入されない。

また、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

さらに、申立人が申立人と同時期に入社したと記憶している同僚（同級生）に、申立人の申立期間当時の勤務状況等について照会したが、同人は、申立人を記憶していないとしている。そして、当該同僚の労働者年金保険の資格取得日は、社会保険事務所のA社の健康保険労働者年金被保険者名簿から、申立人と同じ昭和18年4月1日であることが確認できる。

そこで、上記の被保険者名簿から、申立期間当時、A社において労働者年金

保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。そして、当該従業員のうち1人は、同社に昭和17年4月ころから勤務したと供述しているが、同人の資格取得日も18年4月1日であることが確認できる。

なお、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証については、申立期間当時は、労働者年金保険の被保険者へは労働者年金被保険者名簿台帳番号通知票が交付されていること、また、申立人は、時期は特定できないが年金の統合のために社会保険事務所に労働者年金被保険者名簿台帳番号通知票を提出したが当該通知票は返還されず、厚生年金保険被保険者証が交付されたとしていることから、当該被保険者証は、申立期間当時に交付されたものではなく、記入された資格取得日も、申立期間当時に記入されたものではないものと認められる。したがって、当該被保険者証の申立人の資格取得年月日は、当該被保険者証が交付された際に誤って記入された可能性も否定できない。

さらに、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る労働者年金保険及び申立期間②に係る厚生年金保険について、それぞれの被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和17年4月1日から19年5月23日まで
②昭和20年9月1日から23年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和17年4月1日から20年8月27日までの期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた昭和20年9月1日から25年2月1日までの期間のうちの申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②の期間もそれぞれ両社に勤務していたので、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和17年4月1日からA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に全喪しており、また、当時の事業主や経理担当者の連絡先も不明であるため、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況や労働者年金保険の加入状況等について確認することはできない。

一方、申立人が同社に同時期に入社したことを記憶している上記同僚（申立人の同級生）に申立人の申立期間①当時の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶していない。そして、社会保険事務所の記録から、当該同僚は、申立人と同様に、昭和19年5月23日に労働者年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時、労働者年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。そして、

上記名簿から申立人の生年月日から同学年と推認できる9人の労働者年金保険の資格の取得日を確認したところ全員が昭和19年5月23日であることが確認できる。

なお、申立人から、申立期間①当時、A社から給与の一部として支給されたとする戦時債券が提出されているが、同戦時債券からは、労働者年金保険料の控除は確認できない。

申立期間②については、申立人は、B社に昭和20年9月1日から勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年11月1日であることから、申立期間②においては、同社は適用事業所となっていない。

また、B社は、既に全喪しており、また、当時の事業主や経理担当者の連絡先も不明であるため、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱状況等について確認することはできない。

さらに、当時の事業主の親族は、昭和23年11月1日以前は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと供述している。

以上に加えて、申立人の申立期間①に係る労働者年金保険料及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで
②昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A社B局に、申立期間②は、C学校に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①はA社B電報局に、申立期間②はC学校に勤務したと申し立てている。

しかし、申立期間①当時のA社B電報局及び申立期間②のC学校は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。

また、A社B電報局及びC学校は、申立人が勤務していたことを確認できる資料を有していないことなどから、申立人が勤務していたことを確認できないとしている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時の事業主、役員及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、申立期間①当時におけるA社社員が加入するA共済組合及び申立期間②当時におけるD教職員が加入するD教職員共済に対し、申立人の申立期間におけるそれぞれの共済組合への加入状況を照会したところ、いずれも加入記録は無いとの回答があった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情

は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 59 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、代表取締役として勤務し、社会保険の手続きは税理士に任せていたが、厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿から、申立人が申立期間当時同社に代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

このことについて、申立人は、A社における厚生年金保険を含む各種社会保険の手続きは、税理士に依頼していたため何も分からないと供述している。しかし、申立人は、同社の代表取締役であり、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を知り得る立場であった。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間の一部については、国民年金に加入し、その保険料を納付するとともに、申請により免除となっている期間も確認できる。

さらに、A社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 4 月まで

申立期間にA社に勤務し、営業（その後、修理）を担当していたが、同期間の厚生年金保険加入記録が無いので、保険料控除を証明する書類は無いが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、申立人が、申立期間に同社に勤務していたと供述しており、申立人が、同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 6 月 1 日であり、同社は、申立期間のうち、同日以前の期間について厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が名前を記憶している同僚は6名いるが、連絡先を把握することができないことから、申立てに係る事情を聴取できず、さらに、A社の被保険者名簿を基に、申立期間に在籍していた同僚2名に照会したが、元同僚は申立人についての記憶が無く、申立てに係る事情を確認できない。

加えて、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は連絡先が不明であり、同社の親会社に当たるB社の申立期間当時の社会保険事務担当者に対しても複数回に渡って照会文書を送付したが、回答は無く、これらの者から、申立てに係る関連資料や周辺事情を得ることができなかった。

なお、A社の元事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった後は、申立人を厚生年金保険に加入させていた記憶があると供述しているが、申立人に係る保険料控除があったことを推認できる事情までは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年から 53 年まで
② 昭和 53 年から 54 年まで

亡くなった夫の年賀状や名刺を見つけ、夫が申立期間①にはA社に、また、申立期間②にはB社に勤務していたことを思い出したが、これらの期間の厚生年金保険加入記録が無い。確かに働いていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

本申立ては死亡した申立人の妻からの申立てであり、申立人に係る年賀状や名刺のほか資料等は無く、そのため、申立期間が特定されていない。

また、妻は同僚等の名前を承知していないことから、同僚等から供述を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立てに係るA社及びB社は、申立ての期間及び事業所所在地において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、①の期間については、A社の法人登記簿に記載の代表者に照会文書を送付したが、宛先不明により連絡ができず、申立内容に係る事情を聴取することができない。

なお、社会保険庁の記録では、A社と類似の名称の適用事業所は16社あるが、このうち、15社は申立期間の前に適用事業所ではなくなっている、または申立期間後に適用事業所となっているものである。申立期間と同時期に適用事業所となっている1社とA社の住所の近隣が所在地とされている4社の計5社について社会保険庁の記録を確認したが、申立人及び法人登記簿に記

載の代表者の名前は無かった。

②の期間については、B社の法人登記簿に記載の代表者に照会したところ、代表者は死亡していたが、その息子は、申立人の記憶はあるが、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、保険料控除もしていなかったと供述している。

なお、社会保険庁の記録では、B社と類似の名称の適用事業所は21社あったので（うち、8社は申立て期間後に適用事業所となっているもの）、同社の住所の近隣が所在地とされている7社について社会保険庁の記録を確認したが、申立人及び法人登記簿に記載の代表者の名前は無かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 55 年 2 月から 56 年 3 月まで

申立期間①にはA社(又はB社)に勤務して健康保険証を使用した記憶があることから、厚生年金保険にも加入していると思うので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②にはC組合に勤務していた記憶があるので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、A社(又はB社)に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社及びB社は、申立ての期間及び事業所所在地において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社と同名の事業所が、申立ての住所に近接する住所に所在していたことが確認できたが、①申立人が行っていたとする業務内容(電気会社の電子情報に係る調査報告)と登記簿謄本に記載の会社目的が異なっており、また、②登記簿謄本に記載の住所への移転年月日(昭和54年1月25日)が申立期間とは異なっていることから、申立人に確認したところ、申立人は、当該事業所は、自身が申し立てている事業所ではないと回答している。

さらに、B社は、申立ての事業所所在地の区内において登記されておらず、代表者の住所等を把握できないことから、申立内容に係る事情を聴取することができない。

加えて、申立人は、A社及びB社の事業主、従業員等の名前を記憶しておらず、これらの者から申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

②の期間について、申立人は、C組合に勤務し、厚生年金保険の被保険者で

あったことを主張している。

しかしながら、C組合が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）から、昭和55年2月16日付けで申立人の資格喪失が行われていること、また、同喪失届の備考欄の記載から、同資格喪失は申立人が55年2月15日に同組合を退職したことによるものであることが確認できる。

また、C組合は、上記のことを裏付ける申立人の退職願を保管しており、これによると、申立人が昭和55年2月14日付けで同組合の事業主に対して退職を願い出ていることが確認できる。

これらのことは、C組合の事業所別被保険者名簿において、申立人が昭和55年2月16日に資格喪失していることと一致している。

加えて、申立人は、C組合の退職年月日は記憶していないが、退職後は、再入社していないと供述しており、また、同組合も、申立人が、昭和55年2月15日に同組合を退職後に、再び同組合に勤務したことは確認できないと供述していることから、申立人が、申立期間に同組合に勤務していたことは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 24 年 4 月 13 日から 25 年 4 月まで

昭和 23 年 5 月から 25 年 4 月まで、A 社 B 事務所に勤務して経理業務を行っていたが、このうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 事務所及び同本社の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社 B 事務所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社 B 事務所は、昭和 23 年 10 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、24 年 4 月 13 日に適用事業所でなくなっており、申立期間①の一部期間（23 年 10 月 22 日から 23 年 11 月 1 日まで）を除いた申立期間①のほとんどの期間及び申立期間②のすべての期間について、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、A 社 B 事務所には約 300 名程度の従業員が勤務していたと記憶しているところ、社会保険事務所が保管する被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった当初の数日間に、同事業所において申立人を含む 170 名を超える者が一斉に被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立期間当時の同僚は、24 年 3 月ころには駐留軍からの仕事が無くなったことにより一斉に従業員が退職させられたと供述しており、このことは、同社が 24 年 4 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなることとも合致しており、申立人について、申立ての①及び②の期間において厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、自身が同社の経理担当として社会保険料を控除していた

としているが、厚生年金保険料を控除していた期間については、はっきりとは記憶していないと供述している。

加えて、A社B事務所及び同本社については、登記簿も保存されていないことから、事業主等の連絡先が把握できず、申立てに係る事情を聴取することができない。

なお、申立人の上司で申立期間当時に社会保険事務を担当していた総務課長は連絡先が不明であり、また、申立人が毎月社員の給料計算書を届けていたとされる本社の経理責任者は死亡しており、これらの者から、申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 9 日から 33 年 6 月まで
申立期間に、A社B事務所に勤務していたが、この間の厚生年金保険加入記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B事務所に勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、申立人は、A社B事務所において、昭和 29 年 5 月 16 日から 30 年 11 月 9 日までの厚生年金保険加入記録を有しているところ、申立期間当時の記憶を整理した結果、申立人の資格喪失日と同時期に、親交の深かった同僚とともに同社を退職し、申立人は、その後、別の事業所でアルバイトをした記憶があることが判明している。

また、申立人が、A社B事務所において、上記の厚生年金保険加入記録を有している期間当時には、申立人の義兄 2 名も、同僚として申立人と同社に勤務しており、両名は、申立人が昭和 29 年 6 月頃から 1 年から 1 年半程度の期間を同社に勤務していた記憶があることを供述しており、申立人の同社における厚生年金保険加入記録とも、概ね期間が一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社B事務所は、申立期間中の昭和 32 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間中の同日以降は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、A社は、資料が保存されていないことを理由に、申立人が申立期間に同社に在籍していたことを確認できないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。以前、社会保険事務所に確認したときには、A社の資格取得日は昭和19年6月1日とされており、後日、他の社会保険事務所に再度加入状況を照会したところ、同社の資格取得日が19年10月1日になっていた。A社から提出された被保険者名簿においても、資格取得日は昭和19年6月1日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び職務経歴書により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、記録上、申立人は大学のB学部を卒業後A社に研究職で採用され、一貫して研究課に配属され、同僚の証言によれば、軍事関係の研究を国立大学と連携し行っていたことが認められる。

なお、職務経歴書によれば、申立人は、A社に昭和17年10月1日に入社後、職種や職務内容等に異動が無く、上述のとおり、申立人は研究者であり、申立人は申立期間において労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法では、昭和19年6月1日から同年9月30日までは、同法の適用準備期間であることから、申立人は、厚生年金保険の被

保険者期間とはなり得ない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 29 日から 59 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 59 年 2 月 14 日から同年 4 月 24 日までA社に勤務しており、同年 4 月も厚生年金保険料が控除されているが、社会保険事務所の記録では同年 4 月が被保険者期間となっていない。自分が勤務したのは昭和 59 年 4 月 24 日までであるが、同月分の厚生年金保険料は控除されており、このことは、給与所得の源泉徴収票からも明らかであるので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、昭和 59 年 2 月から 4 月までの 3 か月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人は、A社における離職日が、昭和 59 年 4 月 24 日であったとしており、また、雇用保険の記録により、退職日が同年 4 月 28 日であり、さらに、厚生年金保険被保険者としての資格喪失日が厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書からも同年 4 月 29 日であることから、同年 4 月末まで勤務していなかったものと認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌月とされているところ、申立人の資格喪失日は、上記のとおり昭和 59 年 4 月 25 日又は同月 29 日であることから、申立人は、同月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月ころから24年9月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和21年10月ころから24年9月ころまでの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同工場のC町作業場に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における上司の供述から、期間は明らかでないが、申立人が同社B工場C町作業場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B工場は、既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、A社B工場における2名の上司の氏名を記憶していたが、そのうち1名は既に死亡しており、もう1名は、申立人を記憶していたものの、正社員であったか臨時雇いであったかは分からないとしている。

さらに、申立人は、申立人と同じ作業場で勤務していた同僚の氏名を記憶していたが、当該同僚は既に死亡しているので、その遺族に確認したところ、当該同僚は臨時雇いだったと思うとしており、当該同僚は正社員だったとする申立人の供述と相違する。

加えて、申立人は、A社B工場C町作業場では、申立人を除き上記同僚及び5名の従業員が働いており、そのうち4名の従業員は臨時雇いであり、他の従業員1名及び上記同僚1名の計2名は正社員であったと供述しているところ、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿には、これら6名は、記載が無く、

被保険者となっていない。

以上のほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 57 年 8 月 18 日から 60 年 2 月 1 日
②平成元年 2 月 21 日から同年 8 月 1 日
③平成 4 年 6 月 28 日から同年 9 月 20 日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、A社に勤務した申立期間①及び②、また、B社に勤務した申立期間③については加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②及び③もA社及びB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主によると、当時、従業員は、雇用保険には入社と同時に加入させていたが、厚生年金保険については、従業員がその個別の事情により加入を希望しなかった場合、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、申立人とほぼ同時期にA社に入社したと供述している従業員について、厚生年金保険の記録を確認したところ、入社から1年4か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。このことについて、当該従業員は、入社当初、自身の都合により厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった旨を主張するが、当該事業主は、申立期間①には、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が2回あったところ、当該算定基礎届においては必ず、従業員の被保険者資格の確認を行っていることから、仮に、申立人の申

立期間①における保険料を控除していれば、この2回の届出において、社会保険事務所に申立人の被保険者記録が無いときには、その記録が無いことに気付くはずであるため、社会保険事務所の記録からみて、申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届を提出しておらず、申立期間①は申立人の給与から保険料を控除していなかったとしている。

加えて、申立期間①における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、A社を退職した日に係る明確な記憶は無いが、当該期間についても同社に勤務していたと主張している。

しかし、申立期間②のうち、平成元年7月21日から同年8月1日までの期間については、申立人は、他の事業所における雇用保険の記録があり、A社に勤務していたとは認められない。

また、A社は、雇用保険の記録から、申立人の退職日は平成元年2月20日であり、申立期間②については、同社における雇用期間では無いとしている。

さらに、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人がいつごろ同社を退職したかについて記憶している者はいなかった。

加えて、申立期間②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③については、B社は、同社が保有する申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書及び厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人が平成4年6月28日に資格喪失し、同年11月21日に再取得したことが確認できることから、申立期間③を含む平成4年6月28日から同年11月20日までの期間について、申立人の勤務実態が無いとしている。そして、同社では、このような長期欠勤者の場合、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いであったとしているところ、申立人は、一身上の都合のため、一定期間は勤務していなかったと認めている。

また、申立期間③における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間について、加入記録がない旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の履歴書及び申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社B支店に臨時従業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、昭和28年9月1日より前は、臨時従業員を厚生年金保険に加入させておらず、その給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、A社B支店の会計事務を担当する部署に勤務していた者は、臨時従業員については、厚生年金保険に加入させない取扱いが一般的であったが、各課が独自に加入させていたかもしれないとしているところ、申立期間当時、申立人と同じ部署で勤務していたとする同僚は、当該部署で勤務していた間は厚生年金保険に加入しておらず、別の部署に異動したとき加入したと供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 2 日から 43 年 4 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 製作所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間においても A 製作所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人は、A 製作所において昭和 37 年 7 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39 年 9 月 1 日に資格を喪失した後、43 年 5 月 1 日に同事業所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、申立人及び申立人の複数の同僚の供述から判断して、申立期間当時、A 製作所は、申立人の親族が経営する事業所であり、申立人の母が同事業所の経理事務を担当していたと認められる。

そして、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料の納入の告知を行っていないと認められるところ、仮に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とは合致しないはずである。経理事務を担当していた申立人の母が、43 か月という長期間にわ

たり、このような事態に気づかず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 1 月 1 日から 52 年 8 月 15 日まで
②昭和 55 年 3 月 31 日から 57 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、出産のため一時退職したが、申立期間①及び申立期間②も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 41 年 7 月 19 日に入社し、出産のため一時退職したが、47 年 1 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日まで同社に継続して勤務しており、申立期間①の昭和 47 年 1 月 1 日から 52 年 8 月 15 日までの期間及び申立期間②の 55 年 3 月 31 日から 57 年 10 月 1 日の期間も勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人は、同社において昭和 44 年 6 月 28 日に厚生年金保険の資格を喪失した後、52 年 8 月 15 日に再度資格を取得し、55 年 3 月 31 日に資格を喪失した後、57 年 10 月 1 日に同社において再々度資格を取得しており、申立期間①及び申立期間②の被保険者記録が無い。

一方、申立人の夫である元事業主は、社会保険等の手続きは自分が担当し、申立期間①及び申立期間②の期間についても申立人から保険料を控除し、社会保険事務所に厚生年金保険料を納付したので、社会保険事務所が記録を誤っているのではないかとしている。

しかし、申立期間①及び申立期間②に関しては、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険

事務所がこれを記録すること、また、この間7度の算定基礎届があるにもかかわらず、これを記録しないことは考え難く、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられる。仮に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、事業主は、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とは合致しないことに気づくはずである。事業主が、5人程度の事業所であるにもかかわらず、98か月という長期間にわたり、このような事態に気づかず、妻である申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、①及び②の申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 21 日から 38 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に申立期間も勤務していたのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 38 年 3 月末まで勤務しており、37 年 5 月 21 日には退職しておらず、同日以降の申立期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、同社が保管していた厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書により、申立人の資格取得日及び喪失日が、それぞれ社会保険事務所の記録と一致していることから、申立人は昭和 37 年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同月以降の申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずはないとしている。

また、申立人は、2名の同僚の氏名を記憶していたが、そのうち1名は既に死亡し、もう1名は、申立人のことについて、覚えていないと供述しており、申立期間に勤務していたかどうかは確認できなかった。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間において、国民年金の被保険者となっており、かつ、その保険料を納付している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び

周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から10年1月31日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、取締役として勤務しており、平成9年に経営が悪化し、同年4月ころには社会保険料の未払いが発生したため、自ら社会保険事務所と交渉を行ったものの、予想以上に標準報酬月額が大幅に減額されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の始めの平成3年ころからA社で取締役経理部長として勤務していたとしているところ、同社に係る商業登記簿から、申立人は取締役となっていることが確認できる。

一方、申立人については、社会保険庁の記録により、A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が全喪した日（平成10年1月31日）以降の同年3月6日に、3年7月から6年10月までは53万円が8万円に、6年11月から7年11月までは59万円が9万2,000円に、7年12月から9年12月までは30万円が9万2,000円に、それぞれ減額訂正されたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票の記録から、同社は、平成9年7月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払いに苦慮し、その支払について、申立人と当該社会保険事務所が交渉を行っていたことが確認できる。

そして、申立人は、A社の経営環境が悪化して以降、厚生年金保険料等の滞納が発生したため、その後当該社会保険事務所から、厚生年金保険の適用事業所の全喪手続きや役員報酬の引き下げを迫られ、その保険料の滞納分の処理に

については、当該社会保険事務所と交渉の過程で、申立人を含む同社役員の厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げることにより行うことに同意したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険に関する事務等を担当する取締役経理部長として、自らの上記標準報酬月額の減額に一旦同意しながら、これを有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の経営は父が行い、申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した従業員の証言から、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に全喪しており、元事業主の申立人の父は死亡し、事業を引き継いだ弟にも連絡がとれないことから、同社及びこれらの者から、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について確認することができない。

一方、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得しているところ、同日に、申立人の兄弟及び弟の妻の 3 名も被保険者資格を取得している。そして、申立期間に同社で勤務していた従業員は、申立人の兄については、入社時期までは不明であるものの、自分が入社した 48 年 5 月には既に同社で勤務していたとしており、また、申立人の弟については、大学を卒業した 46 年ころから同社に勤務していたとしている。

また、申立人は、A社の事業主が、申立人の父から申立人の弟に代わった時期を昭和 50 年 4 月ころと記憶しており、このことから、申立人を含む事業主の家族については、事業主の交代があった同年 4 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、仮に、申立人が主張するA社が厚生年金保険の適用事業所となった際（昭和39年11月1日）、申立人が厚生年金保険に加入し、その手続がなされたとすれば、事業主である申立人の父は、社会保険事務所に毎年、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する必要があるところ、申立期間は約10年強と長期にわたっていることから、その間に当該届出を10回も提出したことになるため、社会保険事務所及び事業主は、当該算定基礎届を処理する際に、申立人の被保険者記録がないことに気付いたものと考えられる。

そして、事業主は、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からのA社の厚生年金保険料の納入告知（申立人の厚生年金保険料を含まない。）と当該控除保険料及び事業主負担分の厚生年金保険料とのチェック、突合等において、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出漏れに気付くはずであることから、推察される。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月ころから53年5月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院には、昭和51年3月ころから継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、A病院で申立期間を含め看護師として勤務していたことは推認できる。

しかし、A病院では、申立期間当時の職員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の同病院での勤務状況や厚生年金保険料控除等については不明としている。

また、上記同僚は、給与から控除される厚生年金保険や雇用保険の社会保険料については、加入した月から控除されていたことを記憶しており、A病院では厚生年金保険と雇用保険をセットで加入させていたとしている。このことは、社会保険事務所の同病院に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同病院で被保険者資格を取得した記録がある当該同僚を含む従業員については、雇用保険の記録から、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が概ね一致していることから確認できる。そして、申立人については、同病院における雇用保険の資格取得日は昭和53年5月10日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月26日から52年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A会B販売所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同会B販売所に申立期間も含め勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A会において昭和37年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年2月26日に資格を喪失後、52年7月1日に同会において再度、資格を取得しており、41年2月26日から52年7月1日までの約11年間に及ぶ申立期間の被保険者記録が無い。

そして、A会は、既に全喪しており、同会から申立人の勤務状況等を確認できないが、同会の事業の一部を継承したC会では、A会が全喪するまでは、都内約300か所の販売所がA会に加盟し、同会が社会保険事務所に得喪等の届出を一括で行っていたとしている。

また、申立人が記憶している同僚は、A会B販売所での申立人の申立期間の勤務の状況等についての記憶が無い。さらに、申立人は、同販売所の責任者の氏名を記憶していたが、この者は、社会保険事務所の同販売所に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらなかった。

加えて、申立人は、A会B販売所における給与が、営業成績による能率給であった時期もあるとしていること、また、申立期間が長期間であることから、同会では、何らかの事情により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失させ、その後、被保険者資格を再取得させたものと考えられる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人

には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務していたA社の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当時は経営が苦しく、保険料の納付が遅滞することもあったので、平成 5 年 3 月に社会保険事務所に相談に行き、いろいろな書類に押印し、同年 4 月に全喪届を行ったが、標準報酬月額の遡及訂正に関する説明を受けた記憶は無い。同時に、滞納分の保険料も小切手で支払ったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録や同社の会社謄本等により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 2 月 28 日）後の平成 5 年 4 月 7 日付けで申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「平成 5 年 3 月に社会保険事務所に相談に行き、いろいろな書類に押印し、同年 4 月に全喪届を行ったが、標準報酬月額の遡及訂正に関する説明を受けた記憶は無い」旨の供述をしている。しかし、申立人と取引のあった金融機関から提出された取引明細書から、領収書が無く保険料の納付の有無が確認できない平成 4 年 7 月から 5 年 1 月までの保険料の総額から遡及訂正により還付される金額を減じた額が、5 年 5 月に当該金融機関の会社名義

の口座から出金されている金額とおおむね一致することが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人は、上述の事情を知り得る立場にありながら、当該標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月ころから39年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和37年4月ころから39年8月1日までA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述から、申立人が、申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に全喪しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する関連資料等について確認できない上、事業主及び当時の社会保険担当者からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する供述等を得ることができない。

また、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 18 日から 38 年 1 月 29 日まで
② 昭和 38 年 1 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

平成 19 年 10 月 30 日に、社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間①について脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。実際にA社に勤務していた期間は、昭和 38 年 1 月までであるが、同年 3 月 31 日まで有給休暇を使ったはずなので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 35 名中 33 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続きをした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①の脱退手当金

は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年6月7日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立期間①の事業所を退職した際の手続や退職金の受取などについての記憶が明らかでは無いなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、申立期間②について、申立人は、A社の社員であったと申し立てているところ、当該期間に係る給与の受取についての記憶が明らかでは無い旨の供述をしている。

しかし、申立人が申立期間②の期間中にA社の社員であったことは、同社が保管する社員名簿、B健康保険組合が保管する被保険者記録のいずれにおいても確認することができず、当該資料から確認できた申立人の同社の在職期間及び同健康保険組合の加入期間は、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、申立人は、申立期間②について、出勤はしなかったものの、口頭で有給休暇を申請したはずなので、当該期間中は社員であったと申し立てているところ、A社では、上述のとおり、申立人が当該期間中は社員であった事実が確認できないことに加え、当時の出勤簿や休暇の取得状況等に関する資料を保有していないため、申立てに係る事実を確認することができないとしている。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 3 日から 33 年 9 月 21 日まで
年金特別便の内容について確認するために、社会保険事務所に行ったところ、脱退手当金を受給したことになることを初めて知った。
しかしながら、脱退手当金が支給されたとする時期は既に上京しており、脱退手当金を受給しているはずが無いので、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 25 名全員が、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 33 年 12 月 26 日の直前の同年 10 月 23 日に、脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から申立期間に係る脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し回答した記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 9 月 21 日まで
60 歳になって社会保険事務所で年金受給の手続をしたとき、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。
しかしながら、脱退手当金は受給しておらず、社会保険事務所からも支給通知を受け取っていないので、記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 10 月 26 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 6 日から 23 年 1 月 1 日まで
平成 17 年ごろ、社会保険事務所で厚生年金の加入記録を確認したとき、申立期間については脱退手当金を受給していることになっていることを初めて知った。
しかしながら、会社からは脱退手当金に関する説明も受けていないし、請求を行ったことも無い。記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 23 年 3 月 10 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A局B署に勤務していた昭和 29 年 5 月 1 から同年 8 月 31 までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同局に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局B署が作成した在籍期間経歴証明書により、申立人は、申立期間について同署に勤務していたことが認められる。

しかし、A局B署では、同署が保管していた社会保険加入員台帳において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失は昭和 29 年 7 月 1 日である旨の記載があることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者ではなく、当該期間の厚生年金保険料の控除はしていないとしている。

そして、A局B署では、申立人については、昭和 29 年 7 月 1 日にC共済組合甲種加入のため厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続きを行ったが、同共済組合加入時期が同年 9 月 1 日まで遅れた際に厚生年金保険の被保険者資格を再取得させるべきところ、当時の厚生年金保険の事務担当者には、申立人について厚生年金保険に加入させることができるという認識がなかったことから、申立期間について申立人を厚生年金保険へも加入させなかったものであるとされている。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 13 日から 54 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和 53 年 4 月 13 日から 54 年 9 月 30 日までの期間の記録が無いとの回答をもらった。当該期間については間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の同社における厚生年金保険の加入状況等について確認できる資料等保有していないことなどから、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、申立人について記憶している者はいなかった。そして、当該従業員のうち、申立期間当時社会保険関係事務を行っていたとする従業員は、当時本人の意向で雇用保険には入るが、厚生年金保険には加入しない者がおり、また、女性の事務員で厚生年金保険に加入しない者がいたことを記憶しているとしている。

さらに、A社は、申立期間当時からC厚生年金基金に加入していたが、申立

期間当時は厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに厚生年金基金の加入及び脱退の届出書類は、複写式であったとしているところ、同基金では、昭和44年1月以降の申立期間を含む全期間について被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は旧姓も含めて無かったことから、厚生年金保険の被保険者資格の取得届を社会保険事務所へ提出していないものと推認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ころから 33 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社B出張所に勤務していた昭和31年4月から33年9月30日までの期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所の同僚の証言により、申立人は、申立期間当時に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当時のA社B出張所の厚生年金保険の手続きを行っていた同社C支店は、昭和37年5月1日に全喪しており、また、同社の本社では、申立人が同社B出張所に勤務したことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

また、申立人は、当時のA社B出張所における上司及び同僚の2名を記憶しているところ、申立人が申立期間当時に同出張所に勤務していたことを証言した上記1名の同僚は、同社B出張所で採用された者は、社員ではなく臨時雇員であったため、厚生年金保険に加入できなかったが、同出張所採用であった申立人も厚生年金保険には加入しておらず、当該期間の厚生年金保険料の控除もされていなかったはずであるとしている。

そこで、社会保険事務所のA社C支店に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、中学卒業と同時に勤務したA社における昭和31年4月1日から同年9月30日までの記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学卒業と同時にA社に入社し、申立期間に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務したことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等について、申立人の兄のみを記憶しているところ、当該申立人の兄は、申立人が同社に在籍していたとしているが、その勤務期間については記憶がないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡がとれた1名の従業員は、申立人の氏名は記憶にあるが、その勤務期間については分からないとしており、申立期間当時、同社には申立人と同様に中学卒業と同時に15歳程度と思われる4人程度が集団就職で入社してきたとしている。

そして、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿で、15歳程度で申立期間中(昭和31年4月から同年9月)に厚生年金保険被保険者資格を取得した者を探したが、該当する被保険者記録は無かった。また、上記1名の従業員が氏名

を記憶しており、申立人と同時期に15歳で入社した者は、上記被保険者名簿において、入社約2年後の17歳2か月で被保険者となっていることが確認できる。このことから、A社においては、申立期間当時中学卒業後15歳で同社に入社した者については、入社後一定期間経過してから厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 41 年 4 月から 43 年 9 月 30 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 48 年 8 月 1 日に全喪しており、同社の元事業主は、申立人が在籍していたことは記憶にあるが、その勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。

また、申立人は、当時のA社において上司及び同僚の氏名を3名記憶しているところ、これら3名は、申立人が同社に在籍していた記憶はあるが、その勤務期間は分からないとしており、さらに、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については記憶にないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡がとれた2名の従業員は、申立人のことを記憶していたが、その勤務期間は分からないとしており、さらに、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については記憶にないとしている。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間当時、申立人の夫は、同社において厚生年金保険の被保険者となっており、健康保険の被扶養者がいることが確認できる。そして、申立人は、申立期間当時子供がいなかったとしていること

から、当然被扶養者は申立人であったものと考えられる。一方、同社の健康保険は、政府管掌健康保険であり、健康保険の被保険者は、厚生年保険の被保険者であるところ、申立期間当時、申立人は、健康保険の夫の被扶養者となっていることから、厚生年金保険の被保険者であるとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 45 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無いという回答があった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 11 月にA社に楽器の販売等の営業職として入社し、申立期間を含め 57 年 7 月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和 45 年 8 月 21 日に同社において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、同社が加入していたB健康保険組合の記録においても、申立人は、昭和 45 年 8 月 21 日に被保険者資格を取得しており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、同社はすでに解散していることから、申立期間当時のA社における社会保険事務等の担当者も特定できないため、グループ会社であったC社に照会したところ、A社は、平成 12 年 3 月 1 日に会社を清算しており、申立人がA社に勤務していたことを確認することができないとしている。

加えて、申立人が記憶していた上司及び同僚に、申立人の入社時期等について照会したが、申立人の入社日について記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務状況等を確認することはできなかった。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により、申立期間当時に同社にて厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかったが、複数の者が、同社の営業職の職員は、

入社後に半年から1年半程度の研修期間があり、当該研修期間の終了後に正社員となったとしており、その時点から厚生年金保険に加入し、その保険料を控除されたと供述している。

このことは、申立期間当時、同社の経理を担当していた従業員が、同社の営業職員は、入社当初は委任契約であり、正社員としての契約ではないため、厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかったと供述していることから裏付けられる。

また、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申立期間の一部である昭和45年4月から7月までの保険料を納付している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 41 年 9 月 1 日となっていた。同社には、45 年 3 月末日まで勤務していたので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 45 年 3 月末日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、同社において、41 年 9 月 1 日に資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

そして、同社は、既に解散しており、当時の事業主に照会したが、回答を得られなかったため、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできなかった。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務の状況や具体的な退職の日について記憶している者はいなかった。

また、上記被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録が無いところ、仮に申立人が 41 年 9 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失していなければ、その後、申立期間中 3 回の報酬月額算定基礎届が出されているはずであるが、これらの届出をすべて誤って社会保険事務所が記録しなかったとは考え難く、当該被保険者名簿を見ると、当時の同社の厚生年金保険の被保険者数は、15 名程度であり、事業主及び社会保険事務所の双方が申立人に係る届出を見落とすことは考え難いことから、申立期間当時、申立人は同社において厚生年金保険の

資格を有していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、時期は明確でないが、独立を目指しA社を退職し、その後、同業であるB社の工場を借り、A社の業務を請け負って仕事を行っていたとしている。そして、B社は、社会保険事務所の記録では、昭和42年3月8日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年11月26日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、申立人が申立期間当時、B社で働いていたと供述していることから、申立人は、昭和42年にはB社で事業活動を行っていたものと考えられ、A社には勤務していなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 17 日から 39 年 12 月 21 日まで
② 昭和 53 年 12 月 20 日から 54 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、既に解散しており、申立期間①の当時の事業主や社会保険事務担当者等の連絡先も不明なため、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人が記憶していた当時の上司や同僚は連絡先が不明であり、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間①の当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことは記憶しているが、申立期間①の当時に申立人が同社に勤務していたかどうかは記憶に無いとしている。

さらに、雇用保険の加入記録においても、昭和 40 年 3 月 1 日に資格を取得しており、申立期間①の当時に同社に勤務していたことを確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が申立期間②の当時に同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、雇用保険の加入記録では、昭和 54 年 4 月 1 日に被保険者となり、56 年 4 月 25 日に離職した旨が確認でき、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人が記憶していた当時の上司及び同僚は連絡先が不明であり、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間②の当時に厚生年金保険に加入している複数の従業員に申立人の勤務の状況等について照会したが、申立人のことを記憶している従業員はおらず、当該期間における申立人の勤務の実態を確認することはできなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年から34年まで
② 昭和38年2月から同年10月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した昭和33年から34年までの期間及びB社に勤務した38年2月から同年10月までの期間の加入記録が無いという旨の回答をもらった。しかし、両社とも勤務をし、厚生年金保険料を納めていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A事業所において調理師として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間①当時にA事業所に係る社会保険事務を行っていたC社は、当時の人事記録等を保管していないこと、また、同社が保管していた当時のA事業所に係る社会保険台帳及び健康保険組合加入名簿において、申立人の記録は無いことから、申立人が同事業所に勤務していたか否かは不明であるとしている。

そして、同社は、申立期間①の当時のA事業所の厚生年金保険加入状況の詳細は不明だが、当時は雇用の形態や条件等により、厚生年金保険に加入させる従業員と加入させない従業員がいたため、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと思われるとしており、上記資料から判断すると、申立人を厚生年金保険及び健康保険組合に加入させているとは考え難く、申立人の給与から当該保険料を控除していたとは考えられないとしている。

このような取扱いは、申立人が申立期間①の当時に申立人と同様の業務に就いていた同僚1名は、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名

簿において、加入記録が確認できないことから推察される。

申立期間②については、申立人は、先輩の知人を通じて、B社に入社し、当該期間に調理師として同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間②の当時にB社において従業員を採用を行っていた総務担当の従業員及び経理担当の従業員によると、同社では、定期採用以外の調理経験者の採用にあたっては、入社後おおむね半年間程度の試用期間を設けており、その間に、技量、協調性、向上心等を判断した上で正社員とし、厚生年金保険については、正社員となった段階で加入の希望を確認し、加入させていたと供述している。

このことは、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において、申立期間②の当時に同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、上記総務担当の従業員及び経理担当の従業員の供述どおり、当該同僚自身が同社には試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入し、その時点から厚生年金保険料を控除されたとしていること、また、勤務期間の短い者で厚生年金保険に加入していなかった者が複数存在していたことを記憶しているとしていること、また、申立人は、同様の業務に就いていた同僚1名の姓を記憶していたが、上記被保険者名簿では、当該同僚の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから裏付けられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 2 日から 23 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという旨の回答をもらった。当該期間は、B島にて勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述及び勤務状況等に関する申立内容から判断すると、具体的な期間は不明であるが、申立期間当時、申立人がA社の社員として、B島で燐鉱石のボーリング調査等の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 22 年 12 月 1 日であることから、同社は、申立期間のうち、22 年 7 月 2 日から 22 年 12 月 1 日までは、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 22 年 12 月 1 日に資格を取得した者は約 20 名程度であることが確認でき、申立人の資格取得日と同日である 23 年 11 月 1 日に同社において厚生年金保険の資格を取得している者が約 400 名程度存在することが確認できる。

そこで、同社が適用事業所となった日に資格取得した従業員に申立人の申立期間における勤務状況や同社の厚生年金保険の取得状況等について照会したところ、申立人のことを記憶している者はいたが、申立人の勤務の状況等を記憶している者はおらず、自分達は国内の本社において事務的な業務に就いてい

た従業員であったとしている。また、申立人と同日に資格取得をした複数の従業員は、いずれも申立人のことを記憶しており、申立人と共にB島にて燐鉱石の開発等の作業に従事したとしているところ、申立期間当時の厚生年金保険加入状況や給与から保険料を控除されていたかについては記憶に無いとしている。

このため、A社では、B島で勤務していた従業員については、申立期間は厚生年金保険に加入する手続きを行わず、昭和23年11月1日に一斉に加入手続きを行ったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 3 日から 39 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとの回答をもらったが、脱退手当金を受け取った記憶が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年11月27日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格である2年以上の被保険者期間を有する者24人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に脱退手当金の支給記録があり、このうち10人については、被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続きの時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に対して、再三、質問調査票の送付を行い、脱退手当金を受給していないとする理由等について照会しようとしたが、申立人からの回答は無く、年金記録確認に係る申立書に、脱退手当金を受給した記憶が無い旨記載されているほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで
60 歳の時、年金裁定請求を行うため、厚生年金保険の加入記録を確認した際、脱退手当金という制度があり、私にも脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、脱退手当金が支給されたとされる昭和 44 年 1 月 24 日には生まれたばかりの子供がまだ幼く、色々と手がかかっていた時期で請求手続を行う余裕は無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 1 月 24 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和 43 年 11 月 1 日に申立期間の事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その後、59 年 5 月 10 日に再就職した事業所における厚生年金保険被保険者番号は、申立期間の事業所とは別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで

ねんきん特別便受領後、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金を受領した記憶は無いので申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持している厚生年金保険被保険者証には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年10月22日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月7日から33年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社には、昭和28年5月7日から33年2月28日まで勤務していたので、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和28年5月7日から33年3月1日までの期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、法務局の閉鎖登記簿にも記録は無い。

さらに、申立人の記憶している同社の上司1名、同僚2名は、所在が不明であることから、これらの者から申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間①はA事業所に、また、申立期間②はB社に勤務していたので、それぞれの期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している同僚及び当時の従業員の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所の事業主の長男（現在は、B社の事業主）は、当時のA事業所は家族経営で、親族関係者は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。このことは、A事業所の事業主及び経理等の事務を担当していた当該事業主の妻についても、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから確認できる。申立人は同事業所の事業主の甥であるから親族関係者であり、事業主の妻と同様に、厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

また、申立人の記憶している同僚2名は、申立人のことを記憶しているが、厚生年金保険の控除等については不明であると供述している。

そこで、社会保険事務所のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった複数の従業員に照会したところ、2名は申立人のことを記憶しておらず、また、2名は、申立人のことを記憶していたものの、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であると供述している。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。そして、申立人は、昭和51年にA事業所が倒産し、B社に吸収合併され、同

年 10 月に A 事業所の事業主の長男が B 社の社長に就いたとしている。

しかし、B 社の商業登記簿謄本によれば、昭和 53 年 6 月 26 日に設立された C 社が、同年 12 月 21 日に同社へ商号変更されたものであり、商号変更当時の社長は A 事業所の事業主であったことが確認でき、また、現在の同社の社長（A 事業所の事業主の長男）も、社名を B 社にしたのは昭和 53 年であり、自分が社長になったのは父が死亡した平成 2 年 11 月であったと供述していることから、申立人の申立期間当時同社は存在しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。